

みんなで創る ふるさと わづか未来プラン

和東町第4次総合計画・後期基本計画

<案>

平成27年2月

和 東 町

目 次

基本構想	1
第1章 はじめに	2
1 総合計画の趣旨と位置づけ	2
2 和束町を取り巻く動向	4
第2章 まちづくりの基本方針	8
第3章 5年後のめざすまちの姿	9
1 将来像	9
2 将来人口	10
3 将来の地域構造	10
第4章 施策の基本方針	13
■住民アンケートによる前期計画における施策の評価	15
基本計画	21
第1章 和束を担う次世代の人づくり協働プログラム	23
第1節 子育て支援	24
第2節 学校教育	28
第3節 社会教育・スポーツ	31
第4節 交流	34
第5節 歴史文化	36
数値目標	38
第2章 住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム	39
第1節 人権尊重	40
第2節 保健・医療	42
第3節 高齢者・障がい者支援	44
第4節 地域福祉	47
第5節 地域安全	49
数値目標	51
第3章 安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム	53
第1節 情報	54
第2節 道路	56
第3節 公共交通	58
第4節 住宅	60
第5節 公園・緑地	62
数値目標	63

第4章 自然を守りともに暮らす協働プログラム.....	65
第1節 防災.....	66
第2節 河川環境.....	68
第3節 上下水道.....	70
第4節 森林保全.....	72
第5節 治山・治水.....	74
第6節 環境・資源循環・エネルギー.....	75
数値目標.....	78
第5章 和束のブランドを高める協働プログラム.....	79
第1節 農林業.....	80
第2節 商工業.....	85
第3節 交流産業.....	87
第4節 新たな産業の創出.....	92
数値目標.....	94
第6章 住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム.....	95
第1節 住民参画のまちづくり.....	96
第2節 情報公開.....	98
第3節 行財政・地域経営.....	99
第4節 広域行政.....	101
数値目標.....	102
資料.....	103
1 和束町総合計画審議会設置条例.....	104
2 和束町第4次総合計画後期基本計画審議会委員.....	106
3 和束町第4次総合計画諮問書・答申書.....	107
4 策定経緯.....	109
5 用語説明集.....	111

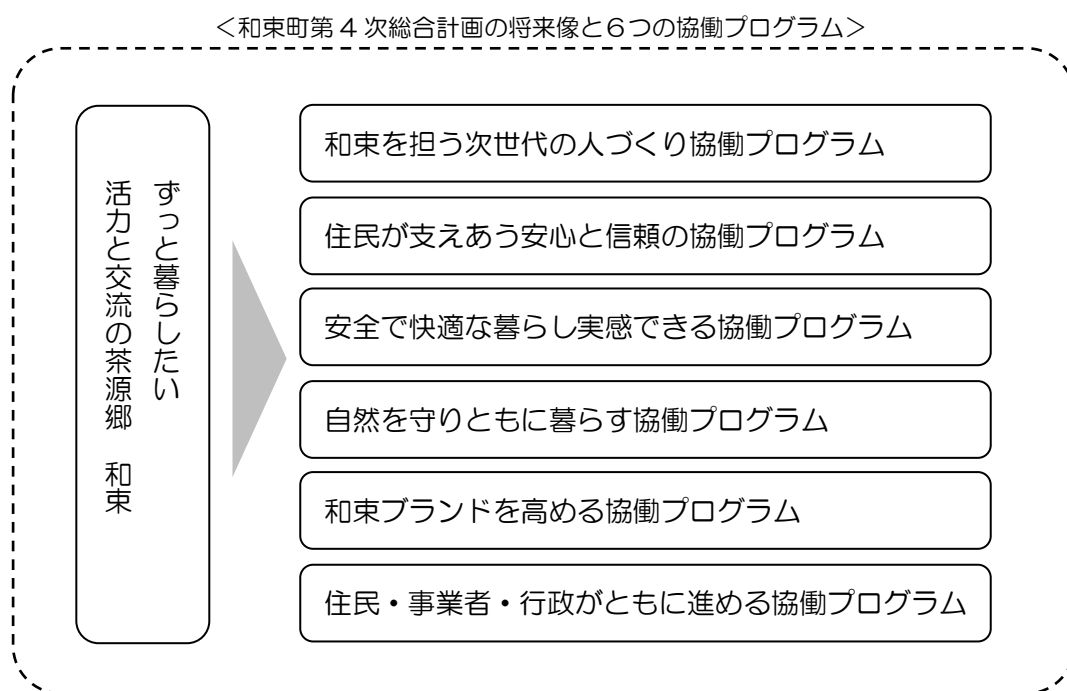
基本構想(案)

第1章 はじめに

1 総合計画の趣旨と位置づけ

(1) 計画の趣旨

和東町はこれまで、まちづくりの指針として「和東町第3次総合計画」（平成13年度～平成22年度）に引き続き「和東町第4次総合計画」（平成23年度～平成32年度）を策定し、そのめざすべき将来目標像を「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和東」とし、その実現のための具体的取組として6つの協働プログラムを掲げています。



前期計画期間（平成23年度～平成27年度）は将来像の実現に向けて、住民の自主と参加によるまちづくりを進めることでまちづくりにおける協働意識を育みながら住民にとって誇りと生きがいを感じることができるまちづくりのために6つの協働プログラムに取り組んできました。

こうした中で、「和東町第4次総合計画・前期基本計画」の計画期間の終了にともない、住民アンケート調査による前期計画の評価を踏まえ、「和東町第4次総合計画基本構想」のめざす将来像のさらなる実現のために、「和東町第4次総合計画・後期基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと名称

「和東町第4次総合計画」は、和東町が進める施策及び個別計画等の上位計画に位置する計画で、各施策の根拠となる財政運営、及びそれらの評価や進行管理の根拠ともなる最も基本的な計画としての役割を担います。また、まちづくりを担う住民の行動の基本的指針とも位置づけます。相楽東部広域連合が所管する施策については、連合の方針の反映に十分努めた上で、基本計画において町及び連合の役割を記します。

住民と行政が協働によって進めるまちづくりのビジョンであり、基本的指針である本計画はまちづくりの最上位計画と位置づけられます。

(3) 計画の構成と計画期間

「和東町第4次総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」で構成します。また、それぞれの計画期間は次の通りです。

● 基本構想

(平成23年度～平成32年度)

基本構想は、和東町がめざす将来像と、その実現に向けた施策の基本方針等を明らかにするものです。

● 基本計画

(前期基本計画 平成23年度～平成27年度)

(後期基本計画 平成28年度～平成32年度)

基本計画は、基本構想の施策の基本方針を踏まえた具体的施策を定めるものです。

	平成23年度 (2011)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成32年度 (2020)
基本構想	→			
基本計画	→		→	

2 和束町を取り巻く動向

(1) 社会情勢

1) 人口減少と超高齢社会

近年人口減少時代に突入したわが国では、人口の減少に伴って国内の社会投資や消費が縮小し、国や地方自治体の財政の縮減が予想されます。また、現在の超高齢社会においては、年金・医療・介護等の社会保障費が著しく増加することで、減少し続ける若い世代の生活が圧迫されることが懸念され、いかにして社会全体の活力を維持し、各人の福祉を守るかが課題となっています。

地方においても、人口減少という現実と将来のビジョンを踏まえたうえで、独自の活性化策による、自立した、活気あるまちづくりへ機運が高まっています。

2) 安心して豊かな生涯を送ることができる社会づくり

世界でも有数の経済大国として発展してきたわが国では、全体として国民の生活は豊かになりましたが、一方で格差社会、地域間格差等が叫ばれ、社会生活に対する個々の不安や不満は絶えず生まれています。また、人生80年の長寿社会において定年後の長い期間を豊かなものとするためには、個々の生きがいと健康の維持・増進への支援や、寝たきりなどへの不安にも対応した社会づくり、ひとり暮らし高齢者等社会から孤立しがちな人へのケアも課題となっています。

今後は利便性や量的拡大のみを追求する歩みを留め、家族、地域、社会における人と人の絆を結び直し、思いやりのある安全・安心の地域づくり、子どもから高齢者までが安心して生涯を送ることができる成熟社会を目指していく必要があります。

3) 農山村の役割の見直し

社会の価値観が大きく変化する中、従来の都市的な合理性や経済性優先の価値観ではなくQOL（クオリティオブライフ：生活の質）を求めて、定年後、あるいは若い世代にも、地方に移住し、自然の中で親しい人間関係を育み、こころ豊かな生活を送りたいと考える人が増えてきています。こうした時代の要請に応えるためには、農山村がその豊かな自然や農林業の生産基盤を保ち、地域のコミュニティを維持し、暮らしに誇りを持ち続けることが大切です。今後は農山村が移住・定住者の受け皿となるとともに地域の活力を保つため、各地域の積極的かつ自主的な取組が求められています。

4) 変化する経済情勢と地域社会

わが国の経済は、世界経済の動向に大きく影響されています。アベノミクスが示され地方公共団体においても、継続できる地域社会のために求められる多様な施策を選択し、活用しながら住民サービスを向上させ、一方では国際社会の中においても地域の独自性をもって、柔軟に対応していく姿勢が求められています。こうした中、地域経済の低迷は著しく、とりわけ農林業は従事者の高齢化が進み、産業として低迷を続けています。

地方にあっては特に第一次産業の低迷は経済的影響に留まらず、山林や農地、集落維持の問題にもつながります。このため、今後は住民・企業・学・行政が協働して、地域特性を活かしながら、新たな産業創出やいわゆる「第六次産業」を推進するなどの創造性と独自性に支えられた地域づくりが求められています。

5) 地球環境への負荷の軽減の取組と自然との共生

地球温暖化による気候変動等が顕在化するとともに、地球環境への負荷の軽減がますます求められ、省資源・省エネルギーへの要請がさらに高まっています。

わが国においては山林・農地保全の担い手である農林業従事者の高齢化と後継者不足によって増加する遊休農地と放置林対策が喫緊の課題となっています。

また、環境問題への住民意識の成熟にともなって、地域社会の暮らしにおける自然と共生したライフスタイルをさらに進めていくことが求められます。

6) 自然災害の頻発、災害に強いまちづくり

近年、わが国を襲う自然災害の被害が甚大化しています。特に、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災の発生以降、防災、減災対策は市町村にとって喫緊の課題となっています。

最近では、御嶽山の噴火をはじめとする、火山噴火、地震、洪水・土砂災害、竜巻等、様々な自然災害が各地で発生し、大きな被害をもたらしています。特に豪雨災害については 20 年前と比較して集中豪雨の発生回数が 2 倍になるなど短時間に強い雨が降る傾向が強まっているとされており、本町においても、平成 25 年の台風 18 号による甚大な被害は記憶に新しいところです。

近い将来には太平洋南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、太平洋沿岸を中心に人的・建物等大きな被害が想定されています。

自然災害の頻発するわが国特有の地域特性をふまえ、住民の生命と暮らしを守るため、日ごろからの防災意識の高揚、減災対策及び防災体制の強化等、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

7) まち・ひと・しごと創生総合戦略

2008 年をピークに減少を続けるわが国の人口は、このまま推移すれば 2050 年には 1 億人を割るという推計が出されています。人口の減少に歯止めをかけ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥らないために、平成 26 年、国においてまち・ひと・しごと創生法（「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す）が施行されました。

まちの特徴を生かし、活力ある地域を持続させるために、これを地方創生・地域活性化の好機と捉え、住民・行政が協働し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが求められています。

(2) 和束町の現状

1) 総人口と世帯数

本町の人口は平成 27 年 4 月現在 4,328 人で、減少傾向にあります。また引き続き少子高齢化が進んでおり、平成 27 年において総人口に占める年少人口(0～14 歳)比率は 8.3%、老年人口は 37.7%となっています。世帯数については、平成 7 年以降横ばい或いは微減傾向が続いています。

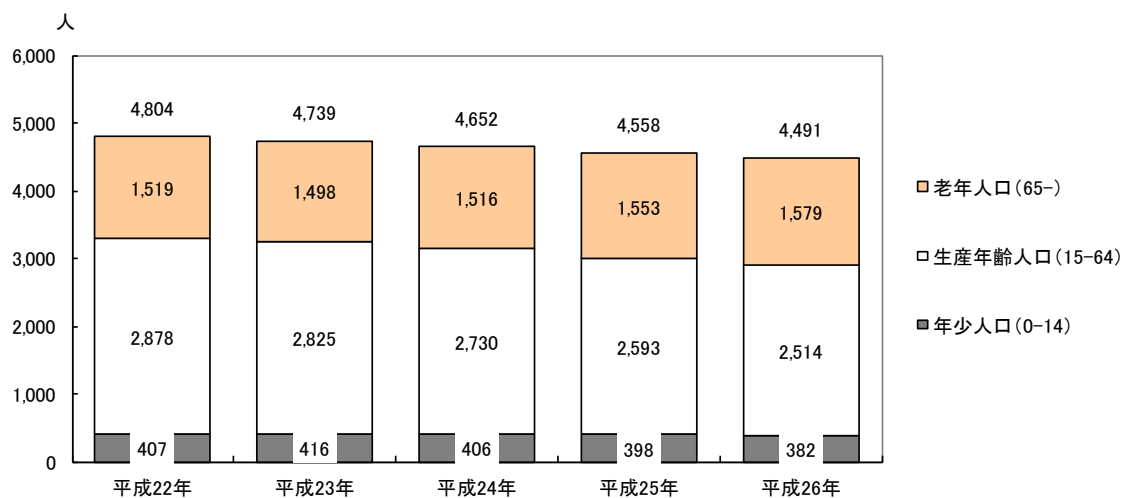
総人口と3年齢区分の推移

単位:人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	4,804	4,739	4,652	4,558	4,491	4,357
人口増加率		-1.4%	-1.8%	-2.0%	-1.5%	-3.0%
年少人口(0-14)	407	416	406	398	382	363
生産年齢人口(15-64)	2,878	2,825	2,730	2,593	2,514	2,334
老年人口(65-)	1,519	1,498	1,516	1,553	1,579	1,643
年少人口の割合	8.5%	8.8%	8.7%	8.7%	8.5%	8.3%
生産年齢人口の割合	59.9%	59.6%	58.7%	56.9%	56.0%	53.6%
老年人口の割合	31.6%	31.6%	32.6%	34.1%	35.2%	37.7%

各年4月住民基本台帳及び外国人登録人口。但し平成26年～は1月1日。

※ %は端数処理をしているため、合計が100%にならない場合がある。



2) 通勤・通学の状況

通勤・通学の状況を平成 22 年の国勢調査で見ると、和束町からは、木津川市への通勤・通学者が最も多く 311 人です。次いで奈良県 228 人、他の都道府県 194 人、京都市 91 人等となっています。

他市町村から和束町への通勤・通学者については、木津川市が 195 人と最も多く、次いで奈良県 53 人となっています。

3) 産業

◆茶業

本町の基幹産業は茶業であり、茶園面積、荒茶生産量、荒茶生産額ともに府下一を誇っています。

◆農林業

農業については、農業生産額は維持されていますが、農家数が減少傾向にあります。また、林業については、町内の林野面積は約 5,000ha ありますが、林業作業はごくわずかしかな行われていません。

◆商工業

商業については、商店数や従業員数が減少しています。また、工業については、製造品出荷額等が減少しています。

◆観光

観光については、年間 75,571 人の入込客があり、観光消費額も増加傾向にあります。観光客 1 人当りの消費額は 1,360 円とまだまだ低く推移しています。

(京都府：平成 26 年「観光入込客数に関する共通基準」に基づく観光入客数・観光消費額調査結果より)

(3) 第 4 次総合計画【前期計画】期間のまちづくり

平成 23 年、和束町第 4 次総合計画【前期計画】のスタート時とほぼ同時に発生した 3.11 東日本大震災及び福島第 1 原発事故により不安と混乱が広がり、また近年では大型台風や大雨による土砂災害が地方に大きな被害をもたらすことが多くなっています。

和束町では、かつての台風による災害情報網の分断被害の経験から町全域にわたる防災行政無線の整備を進め、災害時の迅速な情報提供体制の強化を図るほか、子育ての分野では子どもたちの健康支援のために中学卒業までの子ども医療費の無料化を実施しています。

産業分野では和束茶のブランド力の強化をめざす「茶源郷 PR 大使」制度発足、湯船森林公園・マウンテンバイクコース完成、「茶源郷 行政情報配信システム」の構築等に取り組み、また交通の分野では懸案であった府道木津信楽線「瓶原大橋」の架け替え、府道木津信楽線湯船バイパス化（開通）等の環境整備を進めてきました。

第2章 まちづくりの基本方針

社会情勢や和東町の状況及び住民のニーズを踏まえ、今後5年間のまちづくりにおいて、住民と行政が共有する基本方針を、前期計画に引き続き、次の通り掲げます。

活発な交流で活力を育てるまちづくり

和東町での生活にとって特に重要な道路交通と情報ネットワークを強化し、通勤・通学、買い物等の日常生活が快適で便利なまちをめざします。また、これらの交流基盤によって、まちの経済や文化における交流を活発にし、活力あるまちづくりを進めます。さらに住民同士が地域や世代を超えて交流する協働のまちづくりを進めます。

安全で安心できるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて安全・安心に暮らすことのできる地域を住民と行政が一体となって築くことをまちづくりの基本とし、保健・医療・福祉の充実と防災等の安全管理に努めます。また、身近で誰もがお互いに支え合いながらともに暮らす、あたたかい地域づくりを進めます。

豊かな自然と文化を守るまちづくり

和東町の豊かな森林と清流や、茶畑に代表される美しいふるさとの風景、長い歴史と文化は、私たちの誇りとなっています。今後のまちづくりにおいても、これらを大切に守りながら、日々の暮らしや地域づくり、まちの振興に活用することで、より魅力ある茶源郷和東を創造し、未来へと継承していきます。

第3章 5年後のめざすまちの姿

1 将来像

これからのまちづくりにおいて、私たちは、かけがえのない自然環境やふるさとの景観を後世に引き継ぐとともに、交流のまちづくりによって活気やにぎわいを創出し、一方で、誰もが安心して暮らし、思いやりを持って支え合うまちをめざします。そのことで、生涯にわたってずっと暮らしたくなるまち、多くの人を訪れるまちをめざします。また、ふるさとに誇りを持ち、まちづくりを担う人材を育て、活力あふれるまちをめざします。

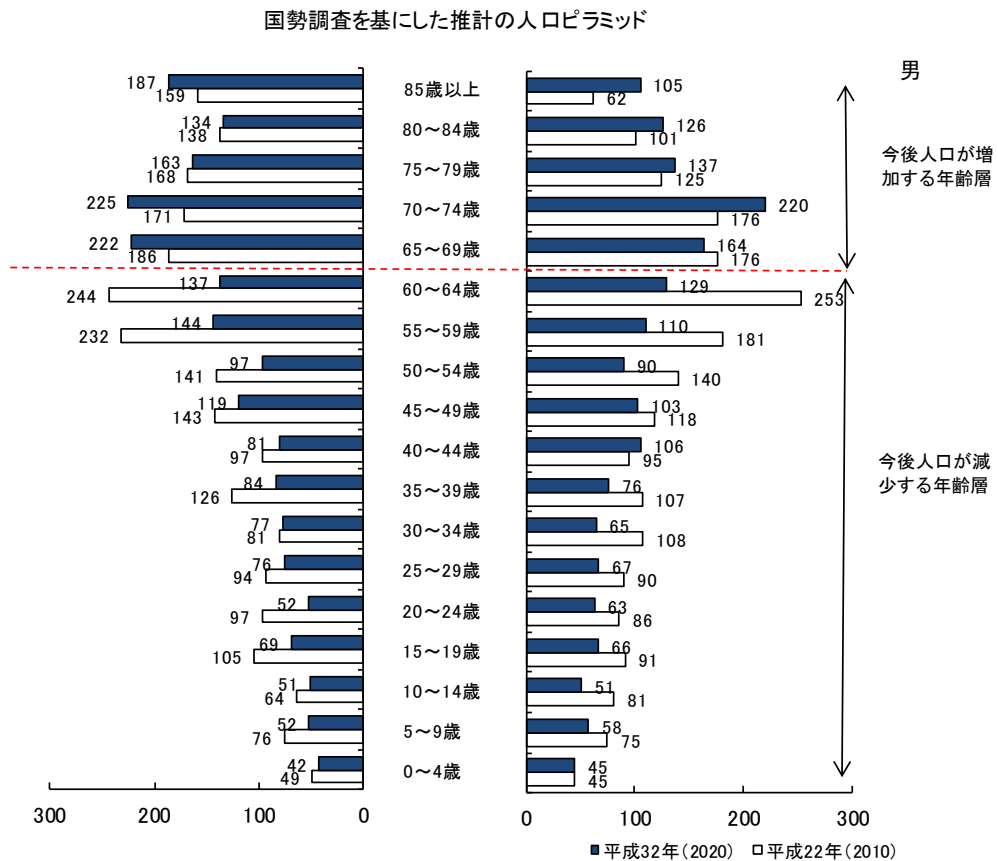
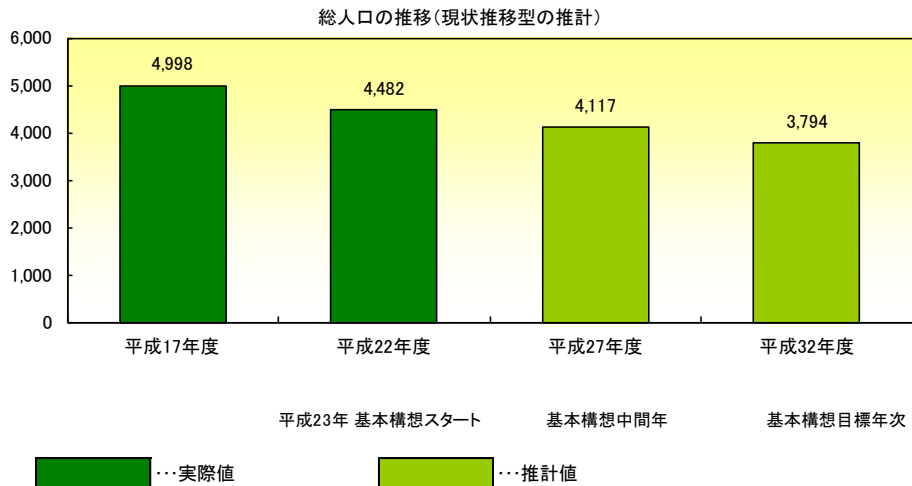
このことから、5年後の和東町の将来像を「**ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和東**」とします。

ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和東

2 将来人口

和東町の人口は減少傾向にあり、平成17年度で4,998人でしたが平成22年度には4,482人となっています。人口推計を行うと、本構想の目標年次である平成32年度には、総人口は3,794人になると見込まれます。

また年齢3区分の構成比においても、今後少子高齢化がいつそう進み、平成32年度には年少人口(0~14歳)は7.9%に、生産人口(15~64歳)は47.7%になる一方、老年人口(65歳以上)は44.4%に増加します。



※上下とも国勢調査。端数処理しているため合計が一致しない場合がある。

和東町の活力を維持するためには、住民アンケートでも特にニーズが高い道路交通の整備等、交流基盤の強化、若者向け住宅環境の整備等によって、定住人口の減少傾向を抑制し、人口の定着を促進しなくてはなりません。

今後は和東町のみならず日本の多くの山間地域に共通する人口減少・少子高齢化という厳しい現実と向き合いながら、本基本構想に掲げる諸施策や、これからの和東を担う世代の定住に対応したまちづくりを推進するとともに住民一人ひとりの精神的な充足や地域の絆等、和東町に一生住み続ける住民の生活の質を高めるまちづくりを重視します。

また、定住人口のみならず、観光・レクリエーションなどを目的に和東町を訪れる交流人口によってもまちの活力は高まります。近年、景観資産への登録や日本で最も美しい村連合への加盟、和東茶の知名度向上等により、和東町を訪れる人は増え、平成 26 年度の和東町の観光入込客数は 75,571 人となっています。また、平成 27 年度には「日本茶 800 年の歴史散歩」として日本遺産にも認定されており、今後、茶源郷和東の PR や情報発信、観光・レクリエーションの振興、産業振興や京阪神都市部の企業、研究機関、大学等との連携を積極的に図ることで、さらに交流人口を増やすまちづくりを進めます。

以上から、本基本構想においては平成 32 年度における将来人口を 4,300 人、交流人口を 25 万人とします。

平成 32 年度の将来人口

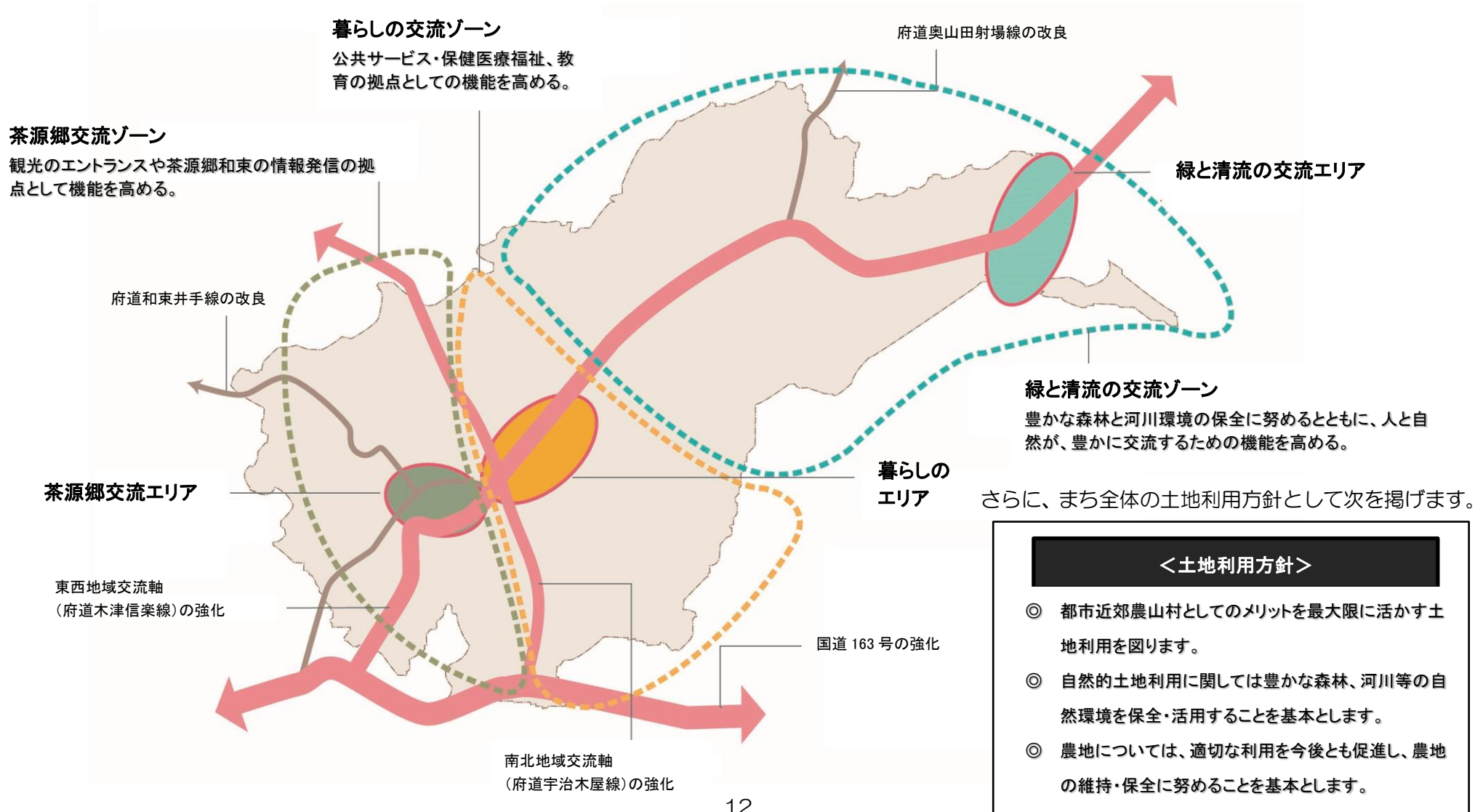
4,300 人

平成 32 年度の交流人口

25 万人

3 将来の地域構造

5年後のまちの地域構造及びそれを実現するための整備方針として、3つのゾーンと3つのエリアを設定します。また、まちの交流を促す交流軸を設定し、その強化を図ります。



第4章 施策の基本方針

和東町第4次総合計画では住民と行政がともに取り組める6つの協働プログラムを展開します。

1 和東を担う次世代の人づくり協働プログラム

ふるさとに誇りを持ち、たくましく生きる茶源郷和東を担う次世代の「人づくり」のため、子育てへの支援や教育環境の整備とともに、茶源郷の歴史文化を伝え、まちづくりに活かす協働プログラムを展開します。

- 子育て支援
- 学校教育
- 社会教育・スポーツ
- 交流
- 歴史文化

2 住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム

高齢者や障がい者が安心して暮らし、社会参加できる思いやりのある福祉のまちづくりを進め、住民が互いに支えあいながら暮らす協働プログラムを展開します。

- 人権尊重
- 保健・医療
- 高齢者・障がい者支援
- 地域福祉
- 地域安全

3 安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム

便利で快適な暮らしのための道路・交通環境、居住環境の整備を進め、若者から高齢者までの定住促進のための協働プログラムを展開します。

- 情報
- 道路
- 公共交通
- 住宅
- 公園・緑地

4 自然を守りともに暮らす協働プログラム

地震や水害等から住民の生命や財産を守るための防災対策をはじめ、茶畑等の景観資源を守るとともに森林の保存を進め、資源循環と自然を守るための協働プログラムを展開します。

- 防災
- 河川環境
- 上下水道
- 森林保全
- 治山・治水
- 環境・資源循環・エネルギー

5 和束のブランドを高める協働プログラム

茶の産地である和束のブランドをさらに広め、品質を高めるための取組や観光振興等産業が一体となったものづくりと交流をめざす産業振興のための行動プログラムを展開します。

- 農林業
- 商工業
- 交流産業
- 新たな産業の創出

6 住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム

「みんなで創る ふるさとわづか未来プラン」を進めるために住民、事業者、団体等、多様な住民がまちづくりに参加できるよう、共通の目標のもとに、それぞれの立場で取り組める行動プログラムを展開します。

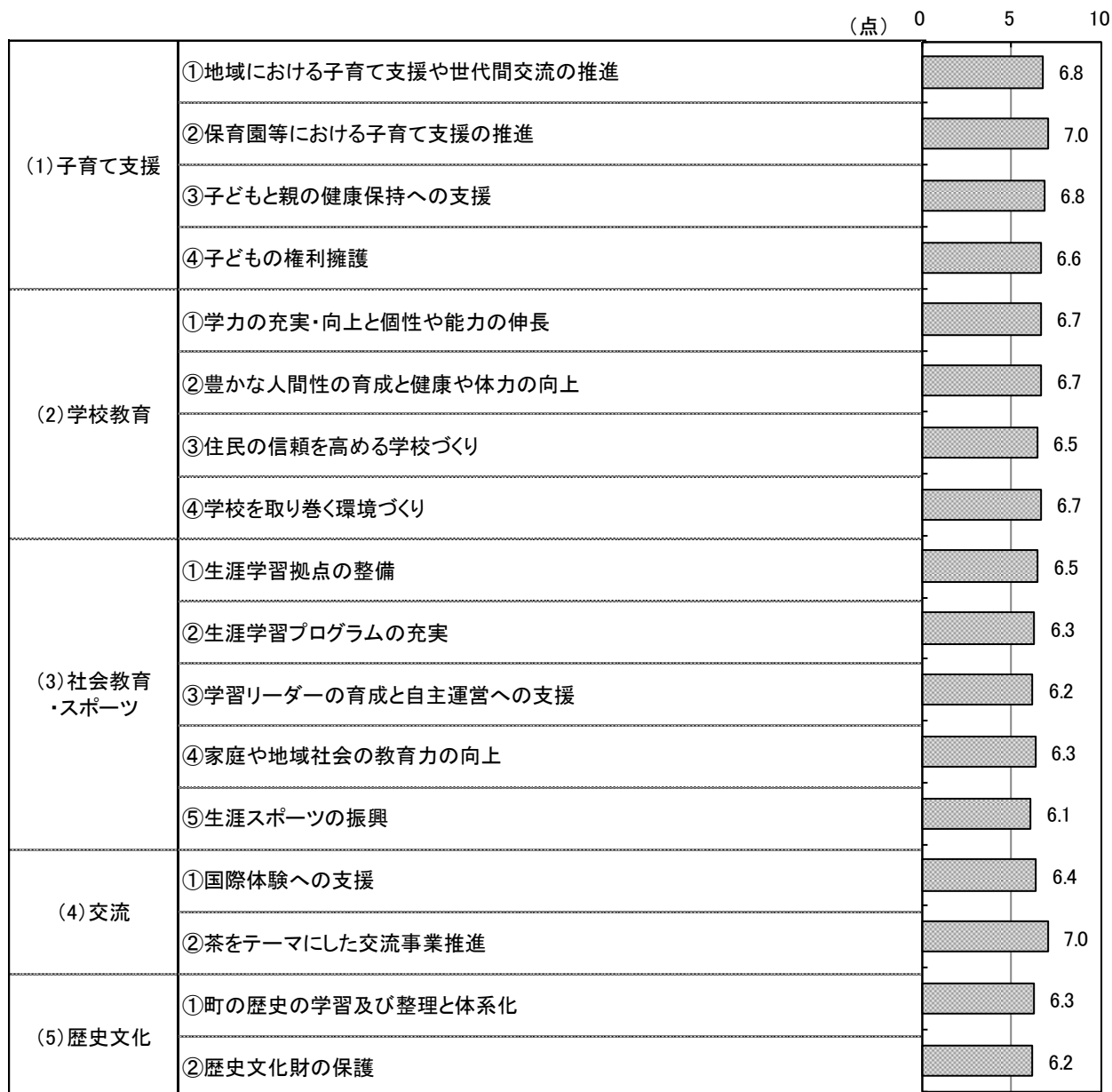
- 住民参画のまちづくり
- 情報公開
- 行財政・地域経営
- 広域行政

■住民アンケートによる前期計画における施策の評価

今回実施した住民アンケートでは、前期計画におけるそれぞれの施策の評価を「よくできた（10点）」「まあまあできた（8点）」「どちらともいえない（6点）」「あまりできていない（4点）」「できていない（2点）」の5段階に分けて採点していただきました。得点化にあたっては、無回答と「見直すべき」を除き、10点満点で換算しています。

（「見直すべき」について、5%以上の回答があったものについては、施策名の後に★を付して記載します）

【和束を担う次世代のひとづくり協働プログラム】



17項目（平均：6.4点）

【住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム】

(点) 0 5 10

(1) 人権尊重	①人権尊重のための教育、啓発の推進	6.8
	②男女共同参画社会の実現	6.3
	③人権相談窓口の設置	6.7
(2) 保健・医療	①保健福祉の総合データベースの構築と活用	6.6
	②生活習慣病の予防	7.2
	③地域医療体制の充実	6.5
	④保健医療福祉の一体的な提供体制の整備	6.3
(3) 高齢者・障がい者支援	①高齢者の生きがい活動への支援	6.7
	②介護予防	7.1
	③自立のための生活支援の推進	6.6
	④一体的な介護サービスの提供	6.5
	⑤障がい児の教育機会の確保	6.4
	⑥障がい者の在宅生活への支援	6.2
	⑦バリアフリーのまちづくり推進	5.7
(4) 地域福祉	①地域福祉を支えるコミュニティの育成	6.2
	②和束町社会福祉協議会の充実	6.8
	③福祉教育の推進	6.3
(5) 地域安全	①防犯意識の高揚	6.6
	②防犯活動の展開	6.3

19項目 (平均：6.5点)

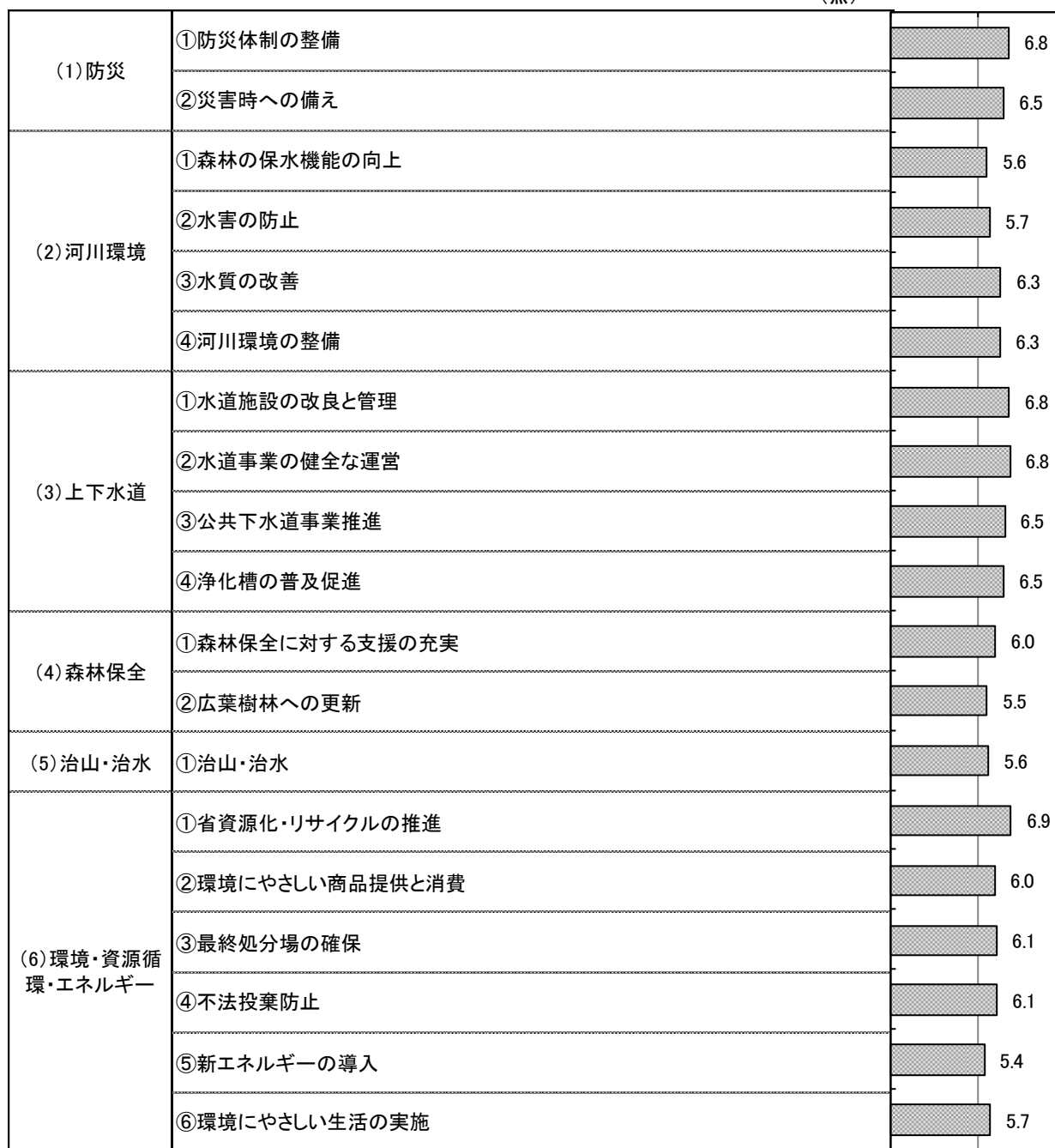
【安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム】



12項目（平均：5.7点）

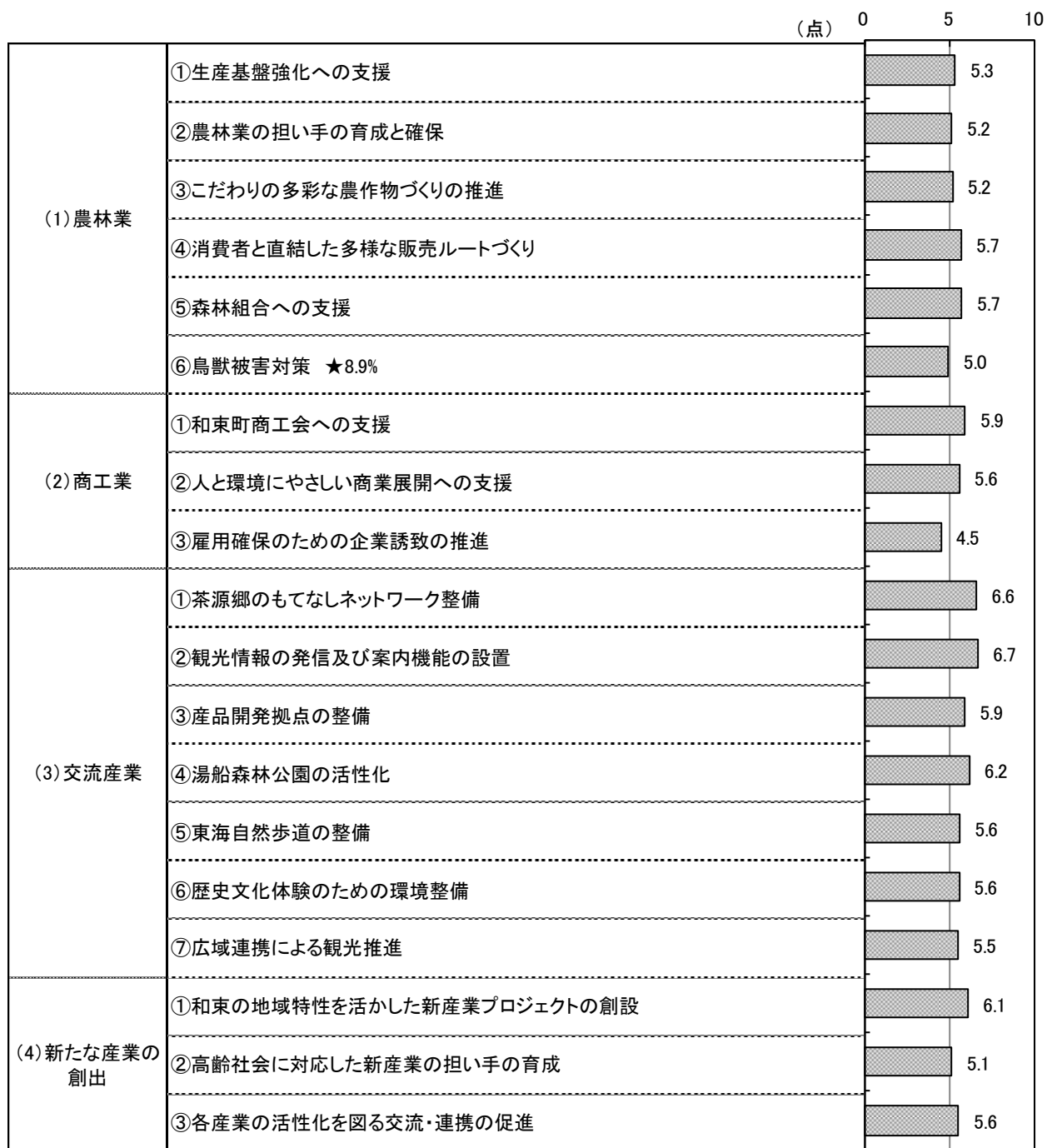
【自然を守りともに暮らす協働プログラム】

(点) 0 5 10



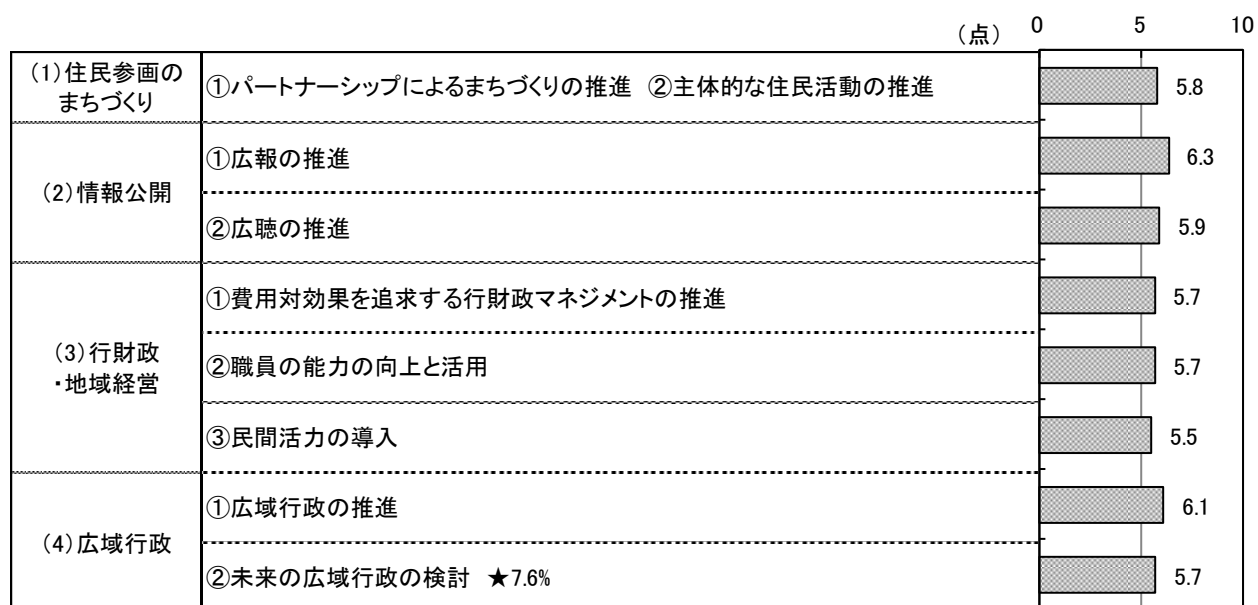
19項目 (平均: 6.2点)

【和束のブランドを高める協働プログラム】



19項目（平均：5.6点）

【住民・事業者・行政が進める協働プログラム】



8項目（平均：5.8点）

基本計画（案）

第 1 章 和束を担う次世代の人づくり協働プログラム

第1節 子育て支援

■現状と課題

子育て支援は、少子化が急速に進む和束町において特に重点的に取り組むべき分野です。

本町では、平成10年4月に学童保育所、平成14年4月に子育て支援センターを開設し、子育て環境の向上を図るとともに保育園の延長保育や一時保育の充実に取り組んできました。

子育て家庭が安心して働けるよう多様な保育サービスの展開とともに、子育て支援センターにおいて親同士が交流できる機会や、気軽に保護者の悩みや虐待への対応等専門的な相談を受けられる窓口を充実し、子どもとともに親も成長できる、ふれあい豊かな支援環境を築いていく必要があることから、平成27年3月には、次世代育成支援行動計画を包含する「和束町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「あたたかいふれあいの中で、子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち」を基本理念に子どもの成長と子育て支援を推進していきます。

■めざすまちの目標像

子どもたちが元気にいきいきと育ち、すべての親が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てをあたたかく見守るまちをめざします。

■施策方針

1 地域における子育て支援や世代間交流の推進

- いつでも気軽に相談できる体制づくりに努め、子育て支援センターを子育て拠点として位置づけ、子育て支援に関する情報の提供、相談を行います。
- 育児に不安や悩みを持つ親に対する相談のための保健師、家庭推進保育士、子育て支援保育士等子育てサポーターの人材の確保に努めます。また、子育てを支援する講座の充実を図ります。
- 保健師、家庭推進保育士が子育て世帯への訪問活動を通じて相談、助言を行います。
- ふるさとふれあい広場、児童公園、和束運動公園の町内3公園を子どもの遊び場として、安全で家族が一緒になって楽しめる遊具等の充実を図ります。
- いきいきこども館、教育集会所、子育て支援センターを活用し、親同士のつながりを築き、安心して子育てができるよう、子どもと保護者が集う場をつくります。
- 子どもたちがさまざまな年代の人とふれあえるよう、今後も世代間交流を継続して実施し、高齢者施設やふれあいサロンなど、各地域で実施されている高齢者と子どもの交流事業を支援します。

2 保育園等における子育て支援の推進

- 子どもの個性をのばす、ふれあい豊かな保育を進めます。
- 幼い頃から国際感覚を身につけることができるよう、和東保育園において英会話や異文化に親しむ機会を設けます。
- 子育て家庭が安心して就労と子育てを両立できるように、多様な保育サービスを展開します。
- 幼児の保育園入所数を上昇し、安心して働けるまちづくりを進めます。
- 保育時間の延長により、子育てしながらでも働きやすい環境を整備します。
- 和東町子ども・子育て支援事業と整合させながら、幼児教育の充実を図ります。
- 18歳未満の児童が3人いる世帯を対象に第3子以降の保育料を減免し、経済的な負担の軽減を図ります。
- プレママ・プレパパに対して子育て支援の充実を図ります。
- 楽しい子育てをめざして、親子のふれあいや親同士の交流の機会を増やします。
- 学童保育の充実を図り、健全な児童の育成に努めます。
- 地域で子どもをはぐくむ機運の高まりにあわせ、子ども同士、子どもと大人、大人同士のつながりをより深めるため京のまなび教室を積極的に取り入れるとともに学童保育との事業連携に取り組みます。
- 住民と住民が互いに子育てを支えあうファミリー・サポート・センターの周辺自治体と連携して設立することについてその是非も含めて検討します。

3 子どもと親の健康保持への支援

- 妊娠・出産期の相談支援の充実を図ります。
- 新生児訪問や乳幼児健診等母子保健事業の機会での保護者の子育てに関する相談の充実により、母子の心身の健康の維持・増進を図ります。
- 親が子どもへの理解を深め、主体性をもって健康づくりや子育てに取り組んでいけるよう支援を行います。
- 児童生徒が自主的に健康管理に努める習慣を身に付けられるよう、小中学校での保健教育の充実を図ります。
- 乳幼児期から小中学校の児童生徒まで、子どもの発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供等を行い、食育を通じて豊かな人間性の育成を促進します。

4 子どもの権利の擁護

- ・児童虐待への対応については、早期発見、早期対応が非常に重要であることから、要保護児童対策地域協議会等で関係職員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- ・民生児童委員、母子福祉推進員による母子家庭に対する相談や情報提供、父子家庭への家事援助等の支援等、今後もひとり親家庭に対する相談体制の充実や情報提供の充実を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 地域における子育て支援や世代間交流の推進	子育て支援センターによる各種支援の推進	●			
	多様な子育て相談、講座の推進	●			
	育児サポートの充実・拡大（出前保育）	●			
	世代間交流の推進	●	●		
	子どものあそび場と居場所づくりの推進	●			
	子どもと保護者の集いの場づくり	●			
2 保育園等における子育て支援の推進	通常保育の実施	●			
	異文化とのふれあい事業	●			
	一時保育等多様な保育の実施	●			
	0歳児から2歳児までの乳幼児の保育の推進	●			
	延長保育事業の充実（働きやすい環境づくり）	●			
2 保育園等における子育て支援の推進	幼児教育の充実	●			
	多子世帯等の子育て世帯への経済的支援	●			
	プレママ・プレパパに対する子育て支援の充実	●			
	親子のふれあいや親同士の交流の機会充実	●			
	学童保育の充実	●			
	京まなび教室の充実・学童保育との事業連携	●			
	周辺自治体と連携したファミリー・サポート・センター組織化の是非の検討	●	●		

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
3 子どもと親の健康 保持への支援	妊産婦への相談支援（保健師・助産師 等による訪問相談体制の充実）	●			
	母子保健の実施	●			
	学校保健の実施（※広域連合事業）	●			
	食育の推進（※広域連合事業含む）	●	●		
4 子どもの権利の擁 護	要保護児童対策地域協議会を中心とし た児童虐待への対応（※広域連合事業 含む）	●			
	ひとり親家庭への支援	●			

第2節 学校教育

■現状と課題

年々少子化が進む和束町では、小・中学校の児童生徒数も減少しており、平成4年に4校を統合し、「和束小学校」を開校しました。平成27年現在、和束小学校139人、和束中学校84人となっています（平成27年5月1日現在）。

平成21年4月に教育委員会が相楽東部広域連合の所管となり、学校教育の充実を図ってきました。

学校施設については、和束中学校の大規模改修を平成7年度から実施し、平成21年度から2箇年計画により耐震補強工事を行い、本町の学校教育施設の耐震化率を100%としました。平成27年度からは、空調設備の整備を進めています。

学習内容については、質の高い学力と豊かな人間性の育成、健康や体力の向上を図るとともに、広域連合の良さ、小規模校の特性を活かした特色ある教育活動の展開を進めるため、ALTや学校教育指導主事の配置のほか、地元の主産業であるお茶について学んだり、学校独自の活動を応援する“がんばる学校支援事業”や学校間（小小・中中・小中）連携による交流・合同学習に取り組んでいます。また、教職員の資質向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいるほか、教育環境の整備に努めています。

まちづくりアンケートの結果では、子どもの教育について特に重要な項目として「豊かな人間性、広い社会性を育む活動を充実させる」が47%と最も多くあげられています。

このようなことから、今後も、児童生徒の豊かな人間性を育み、質の高い学力、健康や体力の育成をめざした教育を充実していく必要があります。特に学校と地域が連携し、児童生徒が地域へ出かけ、ふるさとの自然や歴史、茶業を体験できる機会をいっそう充実していく必要があります。あわせて、近年いじめや不登校、青少年犯罪等の増加が全国的に進む中、和束町においても、豊かな人間性を育む「心の教育」を充実し、健全育成のための取組強化が必要です。

また、住民の信頼を高める学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、学校と家庭・地域との連携強化に取り組んでいます。今後も、開かれた学校づくりや教職員の資質の向上等、住民の信頼を高める学校づくりに努めていく必要があります。

■めざすまちの目標像

児童生徒の質の高い学力、健康や体力の育成をめざすとともに、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心等豊かな人間性を育み、自然や歴史・茶文化の学習等により、「我がふるさとを愛する心」を育むことをめざします。

情報格差や教育格差を生じさせることのないように学校施設や設備充実を図るとともに、安全・安心な学校づくり、地域に開かれた学校をめざします。

■施策方針

1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- ・小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確立するとともに、漢字検定・英語検定の支援等児童生徒の学力の向上と進路希望の実現につながる指導の充実に努めます。
- ・学ぶことの意義や大切さを感じさせ、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、家庭と連携して学習習慣の確立を図ります。
- ・少人数教育という特性を踏まえた指導方法や指導体制の工夫改善を進め、個性を伸ばす教育の充実に努めます。
- ・和束町の茶業・茶文化や農業、林業、自然、歴史等について学び、ふるさとに愛着と誇りをもてるよう、地域の人材や資源を活用したふるさと教育の充実に努めます。

2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- ・児童の健全育成をめざしながら、不登校やいじめのない学校づくり、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな心の教育の実践に努めます。
- ・恵まれた自然や地域の産業、伝統文化、人材等を積極的に活用し、相楽東部広域連合として創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。
- ・「和束町人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権尊重の理念のもとにあらゆる教育活動を通して人権教育を推進するとともに、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組みます。
- ・児童生徒の体力向上の取組を充実させるとともに、健康に関する教育と食育の充実に努めます。

3 住民の信頼を高める学校づくり

- ・学校評価とともに学校評議員制度の活用を図り、開かれた学校づくりを一層推進します。
- ・家庭・地域社会の教育機能を活かしながら学社連携を推進し、信頼に応える学校経営を進めます。
- ・教職員が児童生徒と向き合う時間を一層確保するとともに、「教師力」向上のため、教員一人ひとりの資質能力の向上を図ります。

4 学校を取り巻く環境づくり

- ・学校の施設・設備の充実に努めます。
- ・スクールバスなど、通学対策の充実に努めます。
- ・学校の施設や設備を地域に開放します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長	学力向上への取組	●	●		
	個性を伸ばす教育の推進	●	●		
	ふるさと教育の推進	●	●		
2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上	心の教育等の実施	●	●		
	特色ある学校づくり	●			
	人権教育の推進	●			
	児童生徒の健康増進や食育への取組	●	●		
3 住民の信頼を高める学校づくり	学校評価の実施	●			
	学社連携の推進	●	●		
	教員の資質向上の取組	●			
4 学校を取り巻く環境づくり	学校施設・設備の整備・改修	●			
	通学対策の推進	●	●		
	学校施設・設備の地域への開放	●			

第3節 社会教育・スポーツ

■現状と課題

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢社会の進行等急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進む中で、生涯を通じて健康で文化的な生活の追及や自己実現を図ることが求められています。まちづくりアンケートの結果では、生涯学習、文化スポーツ活動について特に重要な項目として「誰もが気軽に学べる講座等生涯学習の機会を充実させる」が58%と最も多くあげられています。

このようなことから、住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、住民相互の連帯意識の向上をめざし、「生涯学習社会」を実現していくため、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く生涯学習機会を提供していくことが必要です。

生涯学習機会の提供としての講座事業への参加者も毎年着実に伸びてきており、生涯学習に対する住民の意欲が表れています。これらは、参加者の利便性を考慮し実施場所や時間帯等を考慮するとともに、住民の多様なニーズの掘り起こしや社会の変化に対応し既存の講座を見直し、新たな講座の開催を積極的に行なうことで、住民のそれぞれのライフステージに応じた生涯学習機会を提供した結果といえます。

また、生涯学習や文化芸術鑑賞の拠点となる総合的な文化施設の整備についても必要性が高まっています。平成21年度からは、広域連合の中でそれぞれが有する文化施設をはじめとする社会教育・社会体育施設等の資産を有効に活用することで、3町村の住民が人的交流を深め、相互に刺激をうけ、新たな生涯学習活動が活発化してきています。こうした活動を支援し、「いつでも、どこでも、だれでもが楽しく学習できる」環境づくりをめざし対応できる体制づくりをより積極的に整備推進する必要があります。

しかしその一方で、事業主体においては、広域的な住民を対象とするため、情報提供が十分でないなど、事業実施にあたりきめ細やかな対応が必要になるとともに、実施する側、参加する側ともに人的・時間的ロスや物理的なロスが発生するといったデメリットもあります。

また、住民のそれぞれのライフステージ・ライフスタイルに即した生涯スポーツ活動を推進することは、生活の中で実践できる運動・スポーツにより、生きがいのある生活と地域の活性化に重要な役割を果たすとともに、子どもをはぐくみ育てる社会の環境を構築し、青少年の非行防止、活力あるまちづくりなど人と人のつながり、「社会の絆」を活かした豊かな地域社会を形成し、創造するため、今後もその推進を図る必要があります。

■めざすまちの目標像

生涯にわたり多様な学習活動を主体的に行える環境整備と人材育成をめざすとともに、国際理解、環境、情報等の現代的な課題にも積極的に関わり、社会教育関係団体等との連携や共同参画のまちをめざします。また、生涯を通じて年齢や体力、環境に応じたスポーツの機会があるまちをめざします。

■施策方針

1 生涯学習拠点の整備

- ・広域連合の利点を生かし、3 町村それぞれが有する施設の相互活用等により、生涯学習活動の身近な拠点整備に努めるとともに、その活動成果の発表や文化芸術の鑑賞の場を提供します。
- ・広域連合の特色を活かし、それぞれの町村の持つ施設を効果的に活用していきます。

2 生涯学習プログラムの充実

- ・多様で魅力的な生涯学習機会を提供するため、学習内容や学習場所、受講体制の充実に努め、情報の周知を徹底します。
- ・学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用するとともに、人材バンクの設置等、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努めます。

3 学習リーダーの育成と自主運営への支援

- ・住民の自主的な生涯学習活動に対する支援に努めるとともに、社会教育関係団体等との連携・協力の下、リーダーとなる人材の発掘、育成に努めます。

4 家庭や地域社会の教育力の向上

- ・放課後子どもプランを推進し、家庭や地域社会における生活体験、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、学校外活動の充実と家庭・地域・学校の連携強化に努め、学校教育や家庭教育への支援等地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努めます。

5 生涯スポーツの振興

- ・誰もが日頃からスポーツに親しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう、スポーツ機会の提供に努めます。
- ・地域の特色あるスポーツ活動を推進する団体の育成に努めます。
- ・総合型スポーツクラブなど地域スポーツによる地域の活性化と人材育成、学校との連携によるスポーツ振興に取り組みます。
- ・ライフステージに応じたスポーツを实践できる活動支援と環境整備に取り組みます。
- ・子どもから高齢者まで誰もが、身近でスポーツに親しめるよう、既存施設の改修等を進めるとともに、必要なマンパワーの確保と施設設備の改修を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 生涯学習拠点の整備	生涯学習拠点の整備	●			
	広域連合各町村の施設の相互活用	●	●		
2 生涯学習プログラムの充実	多様な生涯学習機会の提供	●			
	人材バンクの設置等	●	●		
3 学習リーダーの育成と自主運営への支援	住民主体の学習活動への支援	●	●		
4 家庭や地域社会の教育力の向上	放課後子どもプランの推進・子ども・子育て支援事業計画による事業連携強化	●			
	学校支援地域本部事業の取組	●	●	●	
5 生涯スポーツの振興	スポーツ機会の提供	●			
	スポーツ団体の育成	●	●		
	総合型スポーツクラブなど地域スポーツによる地域の活性化と人材育成、学校との連携によるスポーツ振興の取組		●	●	
	ライフステージに応じたスポーツを実践できる活動支援と環境整備	●	●	●	
	スポーツ施設の改修	●			

第4節 交流

■現状と課題

近年では、地域や国境を超えた情報交流が活発に行われています。町内における交流は、保育園での外国語保育助手、学校教育（広域連合）への外国語指導助手（ALT）の採用によって、幼いころからの異文化交流機会の提供を図っていますが、和束町独自としてもさらに海外との交流機会づくりなど幅広い支援を行っていく必要があります。

また、豊かな自然・文化・歴史を活かしながら、都市住民との交流を深め、まちを活性化する必要があります。このような他市町村の住民との交流については、現在、（一財）和束町活性化センターや和束町雇用促進協議会等によって、茶摘み体験やトレッキング、サイクリング、マウンテンバイクなど交流人口の拡大をめざした取組が行われており、今後もさらにこれらの催し内容の充実を図り、和束町でしか体験できない交流活動の展開が必要です。

■めざすまちの目標像

和束町の文化を世界に発信するとともに、茶業や茶文化の発信を通じて、グローバルな交流が広がるまちをめざします。

■施策方針

1 国際体験への支援

- ・国際的な視野を身につけられるよう、社会教育の場で外国語指導助手（ALT）の活用を図ります。
- ・語学学習講座を活用した国際理解と異文化交流による体験を支援します。
- ・留学やホームステイなどの国際交流体験を支援します。

2 茶をテーマにした交流事業推進

- ・和束町の茶業や茶文化を活かし、本町を訪れた人が癒しを感じ、元気になれる施策を進めます。
- ・茶に関する文化や歴史等のほか、お茶の生業景観に関する情報をインターネットなどで発信します。
- ・交流人口の拡大をもとに定住化を促進するため、空家調査等のデータを活用し移住に結びつける取組を進めます。

3 「和寿香」な出会いの場づくり

- ・農村体験と婚活を同時に行う場の創出を支援します。
- ・既存施設の活用等により、茶畑を前にした結婚式・茶婚式（参参九度として抹茶や煎茶を用いる）の開催を支援します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 国際体験への支援	外国語指導助手（ALT）の活用	●			
	語学学習講座を活用した国際理解と異文化交流による体験支援	●	●		
	国際交流体験の支援	●	●		
2 茶をテーマにした交流事業推進	茶をテーマにした交流事業の推進	●	●	●	
	茶文化情報の発信	●	●		
	空家データの整理と活用	●	●		
3 「和寿香」な出会いの場づくり	農村体験と婚活の場づくりへの支援	●	●	●	
	茶畑を前にした手づくりの結婚式場「和寿香 茶ペル」への支援	●		●	

第5節 歴史文化

■現状と課題

歴史文化については、まちの大切な共有財産として次代に継承していけるよう、その保全と活用を図るとともに、相楽東部広域連合との連携により、中断している和束町史の編纂を再開する必要があります。今後はこの町史を活用しながら、広域連合の所管とする生涯学習や学校教育の場だけでなく、観光等多くの機会を通じて和束の魅力を再発見できる環境整備が求められます。

一方、歴史文化を多くの人々が観て、感じて、味わうことができる戦略的な交流拠点づくりを進めます。

また、町内には、金胎寺や安積親王陵墓、天満宮をはじめとする多くの歴史文化資源がありますが、アクセスや周辺環境について、より親しみやすい条件整備を進める必要があります。

■めざすまちの目標像

歴史文化遺産を通じて、和束町への誇りと郷土愛を育み、伝統と歴史を学び、次世代に伝えるまちをめざします。

■施策方針

1 町の歴史の学習及び整理と体系化

- ・「和束町史第一巻」を中心に各種資料の活用によって、和束町の歴史を学ぶ機会を設けるとともに、ふるさと歴史講座等を活用した地域の歴史を学習する機会を充実します。またあわせて学習で得た知識を活かすガイドボランティアの育成を進めます。
- ・町史の編纂、続刊を進めるなど、和束町の歴史文化を後世に伝承していけるよう、情報の収集・整理と体系化に努めます。また、そのための組織や体制を充実します。

2 歴史文化財の保護

- ・町内の歴史文化遺産が適切な管理のもとで保存・継承されるよう、文化財の現状確認とデータベース化を進めるとともに、保存・展示場所の確保等に努めます。
- ・重要な歴史文化財について、相楽東部広域連合指定文化財としての指定を進めます。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 町の歴史の学習 及び整理と体系化	町の歴史を学習する機会の設置・ ガイドボランティア等育成	●	●		
	ふるさと歴史講座等を活用した地 域の歴史を学習する機会の充実	●	●		
	町史の編纂・続刊の検討	●			
2 歴史文化財の保 護	歴史文化遺産の現状確認とデー タベース化及び保存・展示、文化財 を活用した地域活性化	●	●		
	新たな文化財指定	●			

第1章 数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値	目標値	内容
		H27年度	(前期実績値)	H32年度	
小中学校におけるICT環境の充実	%	—	—	100	基準値＝H27年度 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率
スポーツ大会の開催	回	8	8	6	基準値＝H27年度
歴史講座の開設	回/年	4	1	2	基準値＝H27年度 和束町の歴史に関する社会教育講座を開設し、郷土愛の意識を醸成する。
出生数	人	—	17	24	基準値＝H26年度
低年齢児保育入所率（0歳児）	%	38.5	27.6	45	基準値＝H26年度
（1歳児）		66.7	33.3	80	
（2歳児）		55.5	56.0	80	

第 2 章 住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム

第1節 人権尊重

■現状と課題

すべての住民が平等にしあわせを追求し、健康で自立した生活を生涯送ることが私たちの共通の願いです。

和束町では、総合行政としてあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る施策を積極的に推進してきました。特に、同和問題については特別対策を実施し、実態的差別・心理的差別の解消をめざした総合的な施策の展開により様々な面で存在していた格差は一定の改善を見ました。

この結果、住民の人権に対する意識は着実に高まってきましたが、今日もなお様々な人権侵害は存在し、社会の複雑化、価値観の多様化にともない、同和問題をはじめ、女性・障がいのある人・外国籍の人等の人権問題、男女共同参画社会やノーマライゼーションの実現等も含めた人権問題への新たな対応が求められます。このような課題に対応しながら、個人の尊厳と人権が確立される社会を実現するため、「和束町人権教育・啓発推進計画」を指針として、今後も教育・啓発の推進や相談等の多様な施策を進めていく必要があります。

■めざすまちの目標像

住民一人ひとりがあらゆる機会、あらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り、差別を許さないという意識を養い、行動できるように取り組んでいきます。

また、男女が社会の対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合い、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

■施策方針

1 人権尊重のための教育、啓発の推進

- ・「和束町人権教育・啓発推進計画」に基づき、住民に対してあらゆる機会を通じ人権教育・啓発を推進します。こうした取組により、人権問題を自らの問題ととらえ、その解決に向け主体的に取り組むといった意識を根づかせるとともに、課題解決に向けた実践的な態度を培います。
- ・同和地区について依然として教育・就労等の面での周辺地域との格差があることから、企業等への啓発や雇用促進、研究及び課題解決へ向けた運動への支援を行います。
- ・差別行為について、関係機関等と連絡し、すみやかに対応を図ります。

- ・人権の花づくり運動等、住民主体による人権啓発活動を展開します。

2 男女共同参画社会の実現

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、学校教育や社会教育における学習や企業への啓発を進めます。
- ・まちづくりに関する各種審議会等へ女性委員の参画を促すなど、女性がまちづくりの政策判断に資する機会を増やします。

3 人権相談窓口の設置

- ・同和問題をはじめとするあらゆる人権相談ができる身近な窓口を「人権啓発課」に設置するとともに、相談内容の解決については、総合行政として全庁的な体制による対応を行います。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 人権尊重のための教育、啓発の推進	人権教育・啓発の推進	●	●		
	同和問題の解決に向けた啓発や活動支援	●	●		
	差別行為への対応	●	●		
2 男女共同参画社会の実現	男女共同参画の啓発	●			
	各種審議会等への女性の参画機会の増加	●	●		
3 人権相談窓口の設置	人権相談窓口の設置	●			
	人権侵害の解決に向けた、社会調査による住民ニーズの把握	●			

第2節 保健・医療

■現状と課題

誰もが生涯を通じて健康でありたいと願っています。がん、心臓病、脳血管障がいによって代表される生活習慣病は要介護状態となる原因や死因の多くを占めており、その予防が重要となっています。

今後は、住民が自分の健康は自分で守るという意識を持って、若い頃からの健康づくりを主体的に行ったり、高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、専門的な立場から支援し、保健医療福祉サービスを一体的に供給できる体制が必要です。

本町の医療体制については、和束町国保診療所の他に内科医院と歯科医院が各1施設あり、国保診療所は一次医療施設として、また保健指導や健（検）診施設として重要な役割を担っています。このため、今後も地域医療充実のため国保診療所の医師確保を図る必要があります。また、国保診療所は建設以来50年近くが経過し老朽化が激しく、地域医療の将来像と併せて診療も可能な総合保健福祉センターの整備も推進していく必要があります。

■めざすまちの目標像

誰もが元気で安心した生涯を送り、病気や寝たきりにならないように、一人ひとりが自主的に健康づくりを実践するまちをめざすとともに、安心を支える医療体制が広域的な連携のもとに構築されたまちをめざします。

■施策方針

1 保健福祉の総合データベースの構築と活用

- ・健康管理データベースの構築により、各種健診データを一元的に管理し、保健指導、健康教育、各種予防接種等の活用を図り、住民の健康づくりを推進します。

2 生活習慣病の予防

- ・健康増進、生活習慣病の予防を目的とし、各種保健事業を推進するとともに、健康づくりについての広報を充実します。
- ・健康診査や各種検診については、受診率向上をめざし、勤労者が検診を受けやすい環境づくりや内容の充実に努めます。またフォローが必要な住民のための個別の指導を強化し、健康教育・相談訪問指導の実施体制の強化を図ります。
- ・住民主体の健康づくり組織や活動の強化を図るため、積極的な支援に努めます。

3 地域医療体制の充実

- 地域医療体制の充実のため、国民健康保険国保診療所の一次医療機関としての機能の維持と、京都山城総合医療センターとの連携により医師、医療従事者の確保を図り、あわせて医療機器等の整備等を推進していきます。
- 救急医療の多様化と専門性に対応するため、関連機関及び京都山城総合医療センターなどの近隣医療機関との連携等により、救急体制の充実を図ります。

4 保健医療福祉の一体的な提供体制の整備

- 各種事業の充実に必要な保健師や栄養士等のマンパワーの確保を図ります。
- 保健所、医師会及び（福）和束町社会福祉協議会や居宅介護支援事業者等、関係機関との連携に努めて、地域包括支援センターが中心となり保健医療福祉が一体となったサービスが提供できるよう、体制づくりを進めます。
- 総合的な保健医療の中核施設として、国保診療所と保健福祉センターの新設を含む総合保健福祉センターの整備を推進します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 保健福祉の総合データベースの構築と活用	健康管理のためのデータベースの構築	●		●	
2 生活習慣病の予防	健康づくりに関する啓発や指導	●	●	●	
	各種健（検）診の充実	●		●	
	住民の健康づくり活動への支援	●	●		
3 地域医療体制の充実	医療従事者や設備の確保	●		●	
	救急医療の充実	●		●	
	地域医療体制充実事業（国保診療所）	●			
4 保健医療福祉の一体的な提供体制の整備	総合的な体制のための人材の確保	●		●	
	行政、関係機関、関係事業所の連携	●		●	
	総合保健福祉センターの整備	●			

第3節 高齢者・障がい者支援

■現状と課題

平成27年3月31日現在の高齢化率が38.2%と、高齢化が全国平均よりも早く、着実に進んでいる和束町では、高齢者が就労やコミュニティ活動、学習・スポーツなどを通じていつまでも自己実現や社会参加を果たせる機会を充実させたり、まちづくりのさまざまな分野で高齢者に活躍してもらうシステムを築く必要があります。

和束町では、平成17年に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が開設するなど、介護保険サービスが在宅サービス、施設サービスとも一定の基盤整備ができている一方、高齢化の進展に伴い介護保険料も高水準にあり、今後は介護予防と重度化防止に重点を置いた適切なサービス利用を、地域包括支援センターが中心となり、多様な関係機関の連携のもと実施していく必要があります。

さらに、介護保険外で、何らかの生活支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者を支えるサービスや地域の見守り体制が今後ますます重要です。

障がい者が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、障がい児に対する保健・教育等の施策や、障がい者の在宅生活・社会参加、就労への支援サービス、さらにバリアフリー環境整備の推進が必要です。

■めざすまちの目標像

いくつになっても生きがいを持って社会参加を果たし、元気で過ごせるまちを実現するため、要介護状態とならないよう介護予防の取組を充実させるとともに、寝たきりや認知症等の状態になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築を実現し安心のまちをめざします。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが能力や個性を發揮して育つ環境が確保され、障がい者ができる限り自立した生活を送り、社会参加を果たせるまちをめざします。

■施策方針

1 高齢者の生きがい活動への支援

- ・高齢者が生涯を通じて、生きがいを見出し、自己実現を図れるよう、学習やスポーツ機会の充実に努めます。また、それらの活動を、住民が自主的に運営できるよう、高齢者等のリーダーの発掘と育成を図ります。さらに、就労を通じた生きがいづくりを支援するために各種団体に働きかけ、就労の機会の確保に努めます。

2 介護予防

- ・現在、高齢者を対象に各地区で実施している「ふれあいサロン」が、地域住民の交流や介護予防、生きがいつくりの場としてより充実するよう、ボランティアなどの協力を得ながら、支援に努めます。
- ・また、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象にした相談や介護予防事業の充実に努めます。
- ・高齢者の孤独死の防止のため、見守りサポートなどの取組を進めます。

3 自立のための生活支援の推進

- ・介護保険対象者に限らず、虚弱や閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活支援のための各種在宅サービスを多彩に提供していきます。
- ・認知症の予防、早期発見・早期対応から悪化の予防まで認知症高齢者に関する取組の一層の推進を図るとともに、住民に対する認知症の理解を深め、地域での見守り体制の構築に取り組みます。
- ・関係機関や関係団体、地域住民等多様な実施主体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービスを提供します。

4 一体的な介護サービスの提供

- ・介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの提供を促進します。
- ・軽度生活支援サービス事業の継続と商工会等の協力による買い物支援を行います。
- ・認知症高齢者が住み慣れた地域を離れずに安心して生活を送れるようグループホームの整備を検討します。
- ・保健、福祉、介護、医療の「地域包括ケアシステム」の実現と地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

5 障がい児の教育機会の確保

- ・障がい児の療育や特別支援学級のマンパワーの強化、内容等の充実に努めるとともに、普通学級との交流を進めます。

6 障がい者の在宅生活への支援

- ・障がい者が住み慣れた地域や家で生活できるよう、広域対応によってホームヘルプサービスや移動支援サービスを充実させます。
- ・障がい者が自分の希望に応じた就労や社会参加ができるよう、広域対応によって、職業訓練や社会参加の機会を充実させます。

7 バリアフリーのまちづくり推進

- ・高齢者や障がい者にやさしいまちをめざし、手すりや段差の解消等、既存公共施設の改修や、研修による職員の対応の向上を図るとともに、道路や公園、まちの広報や案内等の情報コミュニケーション分野においても可能な限りバリアフリー環境の充実を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 高齢者の生きがい活動への支援	高齢者の生きがい活動への支援	●		●	
2 介護予防	ふれあいサロンの充実	●	●	●	
	介護予防事業の推進	●		●	
	高齢者見守りサポート事業	●			
3 自立のための生活支援の推進	高齢者生活支援サービスの提供	●		●	
	買い物等の生活支援	●		●	
	認知症予防等の充実、地域での見守り体制の構築	●	●		
	多様な実施主体との連携によるサービス提供	●		●	
4 一体的な介護サービスの提供	在宅を中心とした介護サービスの提供	●		●	
	グループホームの整備の検討	●		●	
	地域包括支援センターの機能強化	●			
5 障がい児の教育機会の確保	特別支援教育の充実	●			
6 障がい者の在宅生活への支援	障がい者の自立のための各種生活支援サービスの提供	●		●	
	就労支援及び社会参加支援の推進	●		●	
7 バリアフリーのまちづくり推進	公共施設や情報環境のバリアフリー化	●			

第4節 地域福祉

■現状と課題

少子高齢化が進む中で、安心して住みなれた地域で暮らすためには、住民相互のつながりをもとに、見守りや助け合いによって互いに支え合う地域福祉の推進が求められています。

地域福祉を支えていく主体は住民一人ひとりであり、またボランティア組織や各区等での人的なネットワークであることを改めて認識し、行政がバックアップしながら、子どもから大人まであらゆる住民が福祉に携わる人材として活躍できるよう、和束町社会福祉協議会を中心とした福祉の輪を広げていくことが必要です。

■めざすまちの目標像

身近な地域での見守りと助け合いを展開する地域福祉の取組が充実したまちをめざします。

■施策方針

1 地域福祉を支えるコミュニティの育成

- ・住民が主体となって、地域福祉を担う相互扶助の地域づくりを実現できるよう、ボランティア活動の育成と支援を図ります。
- ・民生児童委員と連携を図りながら、行政区での各隣組単位等の身近な地域ごとに、交流や助け合いを促しながら、ひとり暮らし高齢者等を見守る小地域ネットワークの展開を図ります。
- ・地域の総合的なコミュニティセンターである人権啓発課における地域交流の拡大を図ります。
- ・多世代交流、多機能型施設として公民館、公共施設を活用し、集いや交流の場となる身近な拠点としての整備を推進します。

2 和束町社会福祉協議会の充実

- ・ボランティア団体の活動育成窓口である和束町社会福祉協議会の地域福祉のコーディネート活動に対して、今後もいっそうの支援に努めます。

3 福祉教育の推進

- ・福祉の重要性や共助の精神を住民が理解し、地域福祉の一員となって活躍できるよう、関係機関等との連携を深めるとともに学校教育や社会教育の場でも、福祉教育を推進します。

4 高齢社会の担い手の育成

- ・福祉分野への就業や転業をめざす人が和東町に住みながら、ホームヘルパーなど必要とする資格を取得できるよう支援体制の充実を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 地域福祉を支えるコミュニティの育成	ボランティア育成と支援	●		●	
	小地域ネットワークの展開	●		●	
	地域交流の拡大	●	●		
	身近な拠点（多世代交流・多機能型）の整備	●	●		
2 和東町社会福祉協議会の充実	和東町社会福祉協議会への支援	●		●	
3 福祉教育の推進	福祉教育の推進	●			
4 高齢社会の担い手の育成	福祉人材の育成支援	●		●	

第5節 地域安全

■現状と課題

近年の犯罪は多様化、複雑巧妙化しており、高齢者を狙った電話による詐欺等も含め、日頃から犯罪を防ぐ取組を警察や地域住民との連携で進める必要があります。また、全国的に子どもを狙った犯罪があとを絶たない状況の中で、特に本町では、子どもたちが安全に通学できるよう各種関係機関・団体、ボランティアの連携のもとに子どもの安全見守り活動が推進されており、今後も継続していく必要があります。

不幸にも犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族に対する支援のため、和束町犯罪被害者等支援条例ほか関係規程を制定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように相談窓口の設置のほか、見舞金の支給等の体制を整備しています。

■めざすまちの目標像

子どもや高齢者等すべての住民が安心して暮らせるよう、地域と行政が連携し、犯罪のない、防犯意識の高い安全・安心のまちをめざします。

■施策方針

1 防犯意識の高揚

- ・保護者と連携し、子どもへの防犯指導を強化します。
- ・広報や各種講座等によって、住民の防犯意識の高揚を図ります。

2 防犯活動の展開

- ・地域ぐるみの防犯活動、子どもの見守り活動、暴力追放運動や青少年の非行防止活動にしっかり取り組みます。
- ・犯罪の低年齢化等について、関係機関と連携し、教育・更生・保護に努め、対処します。
- ・まちの将来を担う青少年の健全な育成のために青少年育成委員会への支援等を行います。
- ・犯罪による被害者やそのご家族あるいは遺されたご遺族の支援に関し、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 防犯意識の高揚	学校における防犯指導	●	●		
	広報や講座における防犯の啓発	●	●		
2 防犯活動の展開	地域の防犯活動の推進	●	●		
	犯罪の低年齢化への対応	●	●		
	青少年の健全な育成支援	●	●		
	犯罪被害者や家族のための相談窓 □整備等支援	●			

第2章 数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値 (前期実績値)	目標値	内容
		H27 年度		H32 年度	
企業・職場への人権啓発	回	4	3	6	基準値＝H27 年度 町内企業・職場への啓 発を行います。
審議会等への女性の登用	%	40	14.4	40	基準値＝H27 年度 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議 会等へ女性委員の参 画の促進
子ども見守り隊活動を実施する 地区数	地区	15	15	15	基準値＝H27 年度

第3章 安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム

第1節 情報

■現状と課題

昭和56年から30年間にわたり放送してきた町営テレビが平成23年に廃止されたのち、民間事業者による町内全域への高速光回線網の整備によるインターネット環境充実や、光BOXによる茶源郷行政情報配信システムの構築により、住民への情報提供媒体は一定程度整備されました。

これにより動画も含めたまちからの行政情報を積極的に配信するとともに、パソコンがなくてもテレビを見る感覚でインターネットを楽しめるようになっていきます。

今後は懸案である議会中継の実現等、誰もが利用したくなるようなアプリケーションの充実が求められます。

また、災害時における情報伝達手段として平成26年度から運用を開始している防災行政無線により、気象警報発表時の情報伝達に資するほか、平常時にはまちなどからの行政情報の配信手段として活用し、有効利用を図っています。

■めざすまちの目標像

地上デジタル放送、インターネット、携帯電話等快適で便利な情報コミュニケーション環境があり、これらを活用した効率的な公共サービスが提供されるまちをめざします。

■施策方針

1 情報インフラの整備

- ・情報技術の動向を踏まえながら、携帯電話やインターネットを活用した双方向性を持つ情報システムの構築を図ります。

2 情報通信技術の普及と活用

- ・住民生活や行政サービスがより便利になるよう、情報通信技術の普及を図ります。
- ・防災、在宅医療、高齢者や障がい者への生活支援サービスなどの地域情報の蓄積・提供に活用します。ネットワーク上の情報提供等については幅広い住民参加を求めています。
- ・茶源郷行政情報配信システムにより地域情報、まちの動画、ライブカメラ、まちのお知らせ、緊急情報、議会中継等を配信、ご意見・アンケートボックスにより幅広い住民意見を求めています。
- ・茶源郷行政情報配信システムの各公民館への設置に係る助成を行います。

- 高速通信網を活用して、住民との協働（動画や写真の提供）により「茶源郷和束」を町内外にPRします。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 情報インフラの整備	デジタル放送受信設備の設置			●	
	双方向情報システム構築	●			
2 情報通信技術の普及と活用	講座等開催による情報通信技術普及促進	●			
	生活情報の蓄積と活用	●			
	茶源郷行政情報配信システムの住民へのPR事業	●			
	茶源郷行政情報配信システムの活用・充実	●			
	住民参加型の茶源郷行政情報配信システムによる活性化対策事業	●			

第2節 道路

■現状と課題

本町の道路網は、和束川に沿って主要地方道木津信楽線が東西に走り中心をなし、まちの中央で主要地方道宇治木屋線と交差し、いずれも国道 307 号と本町南端を横断している国道 163 号を結んでおり、これらを軸として和束井手線、奥山田射場線の一般地方道 2 路線、生活産業道路としての町道 266 路線からなっていますが、いずれも狭隘な道路が多い状況です。

国道 163 号は、本町南端の木屋地区を木津川右岸に沿って東西に貫いている主要幹線道路ですが、本町内では幅員が狭小なうえ、交通安全施設が未整備であり、たいへん危険な状況となっています。

主要地方道木津信楽線は国道 163 号から分岐し、和束町を東西に走り国道 307 号（滋賀県甲賀市）に至る本町にとっては生命線とも言える最重要基幹道路ですが、狭小区間の道路改良等が未整備です。また、主要地方道宇治木屋線は国道 163 号から分岐し、和束町を南北に走り、国道 307 号（宇治田原町）に至る基幹道路ですが、道路は山間部において狭小急勾配急カーブが連続し離合すら困難な状況です。このほかの一般府道木津信楽線や一般府道奥山田射場線についても、狭小急勾配で離合困難な山間道路となっています。

まちづくりアンケートの結果でも、生活環境の整備で特に重要な項目として「幹線道路をもっと広くし充実させる」が 62%と最も多くあげられています。

このような状況から、近隣市町や奈良市、京都市、大阪方面との時間距離短縮の上でも、幹線道路の拡幅やバイパス整備が望まれます。特に本町と木津川市加茂町、甲賀市信楽町を結ぶ基幹道である府道木津信楽線は、狭隘箇所の改良が一部進んでいますが、今後も整備促進が必要です。また宇治市方面への幹線道路として、本町の立地の向上が託される府道宇治木屋線の犬内峠のトンネル化も重要な課題です。

また、高齢者も増えつつある現在、道路全般にわたって、人にやさしい道づくりの視点がますます重要となっています。

■めざすまちの目標像

生活の利便性を高める道路ネットワークと、通勤通学が便利な交通ネットワークの実現をめざすとともに、子どもや高齢者、障がい者も安心して利用できる人にやさしい道づくりをめざします。

■施策方針

1 通勤通学に便利な道づくり

- ・国道 163 号については、狭小区間の道路拡幅改良とともに、自転車・歩行者の安全確保のための早期整備促進を要望していきます。

- 主要地方道木津信楽線については、狭小区間の道路拡幅改良とともに、歩道整備を行い、安全な歩行者交通の確保を要望し、改良を促進します。また主要地方道宇治木屋線については、道路拡幅改良、離合箇所の確保、落石危険箇所解消のための防災措置等の更なる改善を要望するとともに、犬打峠トンネル化の早期整備促進を引き続き要望していきます。一般府道と東井手線、奥山田射場線についても改良整備を要望していきます。
- 町道整備では、主要地方道宇治木屋線、主要地方道木津信楽線へのアクセス機能を担う道路の整備を進め、その他の町道についても地域の実情に合わせた整備・改良を進めます。
- 橋梁については、門前橋及び祝橋の改修等を行います。

2 人にやさしい道づくり

- 道路の危険箇所の改良、歩道の設置等を進めます。
- 交通安全施設を順次設置します。
- 幼児教育、学校教育や高齢者を対象にした社会教育の場において、交通安全指導を推進します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 通勤通学に便利な道づくり	国道 163 号早期整備促進の要望	●	●	●	
	主要地方道木津信楽線の改良要望	●	●	●	
	主要地方道宇治木屋線の改良及び犬打峠トンネル化の早期整備要望	●	●	●	
	一般府道と東井手線改良整備要望	●	●	●	
	奥山田射場線改良整備要望	●	●	●	
	町道整備、橋梁の点検・整備	●			
2 人にやさしい道づくり	道路の危険箇所の改良と歩道の設置	●			
	交通安全施設の充実	●			
	交通安全指導の推進	●			

第3節 公共交通

■現状と課題

公共交通は、JR バスの廃止後、奈良交通バスが木津駅と湯船小杉間を運行していましたが、平成 14 年度の運行開始以降年々利用状況が大きく変化し、平成 22 年 10 月から加茂駅までの運行に再編しました。また、一部の地区においては、生活路線の確保の一環として民間運送事業者を利用した際の利用助成の制度をスタートしました。

平成 25 年 11 月には日常生活に必要な交通手段を確保することや利便性の向上を図ることを国・自治体に求める交通政策基本法が成立していることから、今後高齢化が進むことも見据えて、更なる利便性の向上と新たな地域交通のあり方を検討する必要があります。

■めざすまちの目標像

通勤通学、通院、買い物等日常生活で欠かせない地域交通システムが充実したまちをめざします。

■施策方針

1 路線バスの充実

- ・利用者の増加を図るため、本町の財政負担を考慮しながら運賃補助やダイヤの見直しを検討します。
- ・今後も利用促進に努め、高校生等の通学定期券の補助を継続して実施するとともに、高齢者への補助制度も検討します。

2 より便利な交通システムの構築

- ・既存バス停留所の環境整備に取り組みます。
- ・コミュニティバスなど新たな交通システムを住民参加による話し合いと研究によって検討し、現在よりも便利な交通体系の構築をめざします。
- ・新たな交通システムは、住民や民間企業との協働、ボランティア参画等、幅広い運営手法を検討するとともに、現在の奈良交通バスルートに加えて、高齢者等の交通弱者を対象とした移送サービスなどの一体的なあり方を検討し、多様なニーズをカバーできるものをめざします。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 路線バスの充実	路線バスの運賃補助やダイヤの見直しの検討	●		●	
	高校生等の通学定期券の補助	●			
	高齢者への補助制度検討	●			
2 より便利な交通システムの構築	公共交通の充実	●			
	新たな交通システムの検討	●	●	●	
	町営バス木屋線廃止に代わる、タクシー運賃の一部助成推進（※）	●			

※町営バスに代わり、タクシーを活用して利便性の向上を目指します。

第4節 住宅

■現状と課題

本町では、若者を中心とした人口流出から、人口の減少や少子高齢化が進んでいます。住宅施策においても、若者の定住促進や少子高齢化に対応した施策を検討する必要があります。

本町の住宅ストックは持ち家主体であり、今後もその傾向は変わらないことが予想されますが、良好な借家ストックは、就業状況やライフスタイルの変化等から、今後一定の需要は予想されます。現状では、町営住宅が本町の借家ストックの中心となっていますが、新規需要に対応し難い状況であり良好な借家ストックが不足している現状です。本町における町営住宅の役割を再整理した上で、適切な対応を図る必要があります。

■めざすまちの目標像

若年層の定住促進を図るため、自然環境やゆとりある居住空間を活かした住環境があり、子育てしやすいまちをめざします。

■施策方針

1 住環境の整備・充実

- ・地域特性を活かしながら、地域に根ざした良質な住宅供給を図り、若者の定住や高齢者等に配慮した多様なニーズに的確に responding していくために、地域ごとの状況を踏まえた住まいづくりを展開し、魅力ある住環境の整備を図ります。
- ・町営住宅については老朽化に対応して順次建替を行うとともに、福祉・医療との連携をより積極的に図り、高齢者のニーズに応じた良質な生活支援サービスを楽しむ町営住宅の供給促進を図ります。
- ・子育てしやすい住環境整備を図る観点からも、町営住宅の質の向上、特に、子育てのしやすい安全性の高い良質なファミリー向けの住宅供給を図ります。
- ・地域の空き家の有効活用策を検討します。

2 定住への支援

- ・若者定住対策として、空き家の活用（改修）等を含め、定住奨励金制度の実施を検討します。
- ・住宅に関わる相談窓口の設置を検討するとともに、各種融資制度についてPRを進めます。
- ・空き家の活用と移住相談体制の充実に取り組みます。
- ・整備された高速通信網を活用して、空き家の活用等によるサテライト・オフィス整備等、テ

レワークの環境づくりを推進します。

- 都市地域から住民票を移し、生活の拠点を移した方を「地域おこし協力隊」として委嘱し、地域おこしの支援や農林業への従事、住民生活支援等を行いながら、地域への定住・定着を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 住環境の整備・ 充実	民間住宅の適切な誘導	●		●	
	町営住宅の建替	●			
	地域の空家情報の収集と活用	●	●		
2 定住への支援	定住奨励金制度の実施	●			
	住宅相談の実施	●			
	空き家の活用と移住者のマッチング支援	●	●	●	
	テレワークの環境づくり	●		●	
	地域おこし協力隊による移住・定住促進事業	●	●	●	

第5節 公園・緑地

■現状と課題

少子化や子どもの遊びの多様化によって、公園が利用される機会が少なくなってきました。しかし、和束運動公園では老朽化した遊具の更新や除草作業等、利用者が安心して利用できる環境整備を実施しています。今後、こうした環境整備をいっそう促進し、誰もが憩える身近な公園整備の在り方を検討していく必要があります。

■めざすまちの目標像

子どもから高齢者まで多様な住民が利用できる公園を地域とともに維持管理するまちをめざします。

■施策方針

1 多世代が憩える公園の環境整備

- ・既存の公園を、子どもから高齢者までが一緒に憩える空間となるよう、地域住民の意見を参考に、必要に応じ改修整備を進めます。

2 地域とともに進める公園の維持管理

- ・身近な憩いの場としての公園を地域の共有財産として維持するため、その管理の在り方を検討していきます。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 多世代が憩える公園の環境整備	公園改修整備の推進	●			
2 地域とともに進める公園の維持管理	公園の維持管理	●	●		

第3章 数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値 (前期実績値)	目標値	内容
		H27年度		H32年度	
茶源郷行政情報配信システム利用者登録	人	-	383	500	基準値＝H26年度
計画期間中に建て替える町営住宅の戸数	戸	10	9	6	基準値＝H27年度 前期計画中に9戸、 後期計画中に6戸 整備
社会増減	人	-	マイナス 55	マイナス 4	基準値＝H26年度

第4章 自然を守りとともに暮らす協働プログラム

第1節 防災

■現状と課題

本町のような中山間地域では、台風等の風水害の発生時に河川の氾濫や土砂崩れ、倒木等による道路や通信の寸断等不測の事態を招くことがあります。

併せて、昼間人口が少ないことから、自主防災体制が十分ではありません。

地域防災力の要である消防団員も減少の一途をたどっており、これらの原因として、人口減少による過疎化、若年層人口の減少、就業者における被雇用者が占める割合の増加等あげられます。

このため、住民の防災意識の高揚のための啓発活動を進めていますが、今後は更なる防災体制構築のため、常備消防、消防団、地域住民との連携を密接に行いながら、災害に強い地域づくりのための地域防災体制の早期整備を進めるとともに、危険箇所の把握等を定期的に行う防災パトロールの強化が必要です。

- ・機能別団員の導入等団員の確保対策、女性消防団員の登用
- ・防災行政無線による住民への情報伝達手段の充実
- ・住民の防災意識の向上

■めざすまちの目標像

複雑、多様化する災害を想定し、常備消防と消防団及び自主防災がしっかりと連携した安全・安心のまちをめざすとともに、自助・共助による防災意識向上をめざします。

■施策方針

1 防災体制の整備

- ・「地域防災計画」に基づき、災害時の迅速な避難、救助体制の強化を図ります。
- ・消防団の機動力を高めるとともに、消防団OBなど昼間在宅している住民による地域防災リーダーを養成し、行政区ごとの自主防災組織を創設します。
- ・要配慮者の支援のネットワークをつくり、災害時の対応を定めます。
- ・防災行政無線による情報伝達

2 災害時への備え

- ・防災パトロールによる危険箇所の把握に努め、災害の未然防止に努めます。
- ・行政区ごとに防災マップを作成します。
- ・保安林の改修・整備を進めます。

- ・防災用資機材と生活資材の適正な備蓄に努めます。
- ・住民参加による防災訓練、勉強会を開催し、防災意識の向上に努めます。
- ・大規模地震に備え、公共施設及び木造住宅の耐震化に努めます。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 防災体制の整備	避難、救助体制の強化	●	●		
	緊急情報システムの整備	●			
	自主防災組織の創設（地域防災リーダーの養成）	●			
	避難行動要支援者支援ネットワークの構築	●	●		
2 災害時への備え	防災用資機材と生活資材の備蓄	●			
	危険箇所の把握	●			
	行政区ごとの区民による防災マップの作成	●			
	保安林の改修・整備	●			
	公共施設の耐震化及び木造住宅の耐震化	●	●		
	消防団員の安全対策、資機材整備	●	●		

第2節 河川環境

■現状と課題

鷲峰山系や笠置山系及び滋賀県境の山系に源を発した和束町の各河川は、和束川となってまちの中央を流れています。私たちの生活は、河川環境と深く関わっており、きれいで豊富な水資源を維持するためには私たち一人ひとりが川を汚さないよう保全に努めるとともに、自然を大切にする生活を心がける必要があります。

しかし近年、森林の荒廃にともなって、和束川をはじめ、町内を流れる河川の水量が減少し、同時に急傾斜地での崩壊の恐れも招いています。このため、これまで進めてきた河川改修や治山・治水事業に加え、山林が本来持つ公益機能を再生する取組が一層必要です。

河川の水質については、徐々に改善されてきていますが、その原因となる各家庭等からの排水の流入を一層抑えるため、公共下水道事業や浄化槽設置の推進を今後も進め、環境にやさしい農業の普及によって解決を図る必要があります。

■めざすまちの目標像

きれいな河川環境の保全のために、川を汚さない暮らしに努めるとともに、誰もがきれいな河川に親しめる空間の創出をめざします。

■施策方針

1 森林の保水機能の向上

- ・河川水量の減少をくい止めるため、人工林の保育及び広葉樹林への転換に対する支援を行います。

2 水害の防止

- ・水害防止のため、河川の計画的な改修を図ります。また、近自然工法により、河川環境の保全に配慮します。

3 水質の改善

- ・主に農業排水と生活排水によって汚染が進む河川の水質を改善するため、環境にやさしい農業を進めるとともに、公共下水道の整備・接続促進と浄化槽の普及を図ります。

4 河川環境の整備

- ・和束町のシンボルである和束川について、環境を保全し、河川に親しめる空間を創出するため、除草、散策路整備等の環境整備や修景を働きかけます。
- ・河川の散乱性ごみを除去するなど、住民が主体となった河川美化運動を促進します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 森林の保水機能の向上	人工林の保育及び広葉樹林への転換支援	●			
2 水害の防止	自然工法等を取り入れた河川の計画的な改修	●			
3 水質の改善	環境にやさしい農業の推進		●		
	公共下水道の整備・接続促進と浄化槽設置の推進と支援	●	●		
4 河川環境の整備	和束川の環境整備や修景促進	●	●	●	
	河川美化運動の展開		●		

第3節 上下水道

■現状と課題

本町では、中央簡易水道統合整備事業を完成（平成 17 年度）させるなど、良質でおいしい水の供給に努めていますが、設置後 30 年を超える施設も多数存在し、施設の老朽化、原水の水量不足等の課題もあり、町内簡易水道の一元化も視野に入れた抜本的な改良を進めています。

また、これまで進めてきた公共下水道整備事業等により水質が改善されつつありますが、さらに河川環境の保全をめざし公共下水道への接続を促進していく必要があります。

きれいで豊富な水資源を維持するためには、水の循環システムを整備するだけでなく、私たち一人ひとりが節水に努めるとともに川を汚さないなど、自然を大切にする生活を心がけなくてはなりません。

■めざすまちの目標像

安全でおいしい水を提供するとともに、きれいな水環境をめざし、各世帯の公共下水道への接続を促します。

■施策方針

1 水道施設の改良と管理

・簡易水道について、水質管理を行い、今後も安全でおいしい水を保持するとともに、統合簡易水道の整備によって安定した供給に努めます。

2 水道事業の健全な運営

・簡易水道事業の健全な運営のために、水道料金の適正化を常に検討します。

3 公共下水道事業推進

・供用を開始した地区について、住民に理解を求めながら、各世帯から下水道本管へのすみやかな接続を促進します。

4 浄化槽の普及促進

・公共下水道事業の計画区域外の地区を対象に、浄化槽の設置の推進と支援を継続し、水洗化を促進します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 水道施設の改良と管理	水道施設の改良と管理	●			
2 水道事業の健全な運営	簡易水道事業の健全な運営	●			
3 公共下水道事業推進	下水道整備の推進	●			
	下水道本管へのすみやかな接続の促進	●	●		
4 浄化槽の普及促進	浄化槽設置の推進と支援	●	●		
5 簡易水道整備事業	現在の3簡易水道（中央・西部・木屋）を1簡易水道（中央）に統合	●			

第4節 森林保全

■現状と課題

和束町は、町域のうち76%が山林で、標高686.7mの鷲峰山を最高峰として、まちのどこからも豊かな山林をのぞむことができる自然豊かなまちです。特に鷲峰山の山頂と東方斜面は、「京都府歴史的な自然環境保全地域」に指定されており、天然林の宝庫となっています。これらの森林は、水源かん養、自然災害の防止、水質の浄化、多様な生物種の保護等の効用に加え、地球規模の課題である温室効果ガスを吸収する働きがあり、町域のみならず広い意味でわが国の環境や地球環境への貢献を果たしています。

山林全体の42.3%を占めるのは、スギ・ヒノキの人工林ですが、林業は木材需要の低迷等によって生産活動が停滞しています。このため、間伐・保育が適切に実施されていない人工林が増大し、水源かん養や、大雨や地震等の自然災害防止にもつながる土壌の強化作用等の公益機能が脆弱となりつつあります。

また、町内には茶畑をはじめとする山村景観が見られ、平成20年1月には町内4カ所の茶畑が、「宇治茶の郷 和束の茶畑」として京都府景観資産登録第1号に指定され、また、同年3月には「和束町の宇治茶の景観」として京都府の文化的景観に選定されました。

今後は、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れなどによる森林の保全と茶畑景観を守る取組を進める必要があります。

■めざすまちの目標像

和束町の資産であり、住民の暮らしを災害から守る森林を未来に継承する取組を進めます。

■施策方針

1 森林保育に対する支援の充実

- ・森林保全を図るため、間伐等の森林保育事業について、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れを進めます。
- ・森林保育に対する補助事業等、和束町森林組合に対し支援の充実に努めます。

2 広葉樹林への樹種の転換

- ・複層林施業を進め、長期的な展望に立って広葉樹林への樹種の転換を図ります。
- ・また、森林保全について、学校教育や森林レクリエーションの場において、広く啓発を進め、森林施業に携わるボランティアを育成します。

- ・間伐材については、加工品等への有効利用を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 森林保育に対する支援の充実	京都モデルフォレスト運動の受入れ	●	●	●	
	森林保育支援の充実	●		●	
2 広葉樹林への更新	複層林施業の推進	●	●	●	
	森林ボランティアの育成	●	●	●	
	間伐材の有効利用	●	●	●	

第5節 治山・治水

■現状と課題

本町のかげがえのない豊かな森林と河川環境の保全とともに自然災害の未然防止のためには積極的に治山・治水に取り組んでいく必要があります。

そのために、町内危険箇所の把握に努めるとともに、山地崩壊危険箇所の順次改修を進める必要があります。また、森林保全のための植林や下草刈り、間伐、枝打ち、林道整備等を支援する京都モデルフォレスト運動の積極的な受け入れを行い、住民生活と自然資源を守る治山・治水事業との連携を図る必要があります。

■めざすまちの目標像

森林の水源かん養機能等を高めるとともに、山地崩壊危険箇所の解消をめざします。

■施策方針

1 治山・治水

- ・山地崩壊や土砂流出を防止するため、山地崩壊危険箇所の改修事業を進めます。
- ・京都モデルフォレスト運動の積極的な受け入れを進めます。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 治山・治水	山地崩壊危険箇所改修事業	●	●		
	京都モデルフォレスト運動の受け入れ（再掲）	●	●	●	

第6節 環境・資源循環・エネルギー

■現状と課題

私たちの暮らしは多くの資源・エネルギーを消費することで成り立っています。地球温暖化の進行とともに地球環境は私たちの暮らしを維持していくための負荷に耐えられないほど脆弱であることが知られるようになり、地球の資源の効率的な循環と石油に代わる代替エネルギーへの期待が高まっています。

このため、間伐材の利用や私たちの排出する生活ごみを循環する資源のひとつとして繰り返し利用していくシステム、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を構築する必要があります。

本町では、相楽東部クリーンセンターで一般廃棄物を処理していますが、最終処分場や不燃物の埋立地の確保は全国的にも限界と言われており、資源循環型社会をめざすことは国民的な課題となっています。このため、資源のリサイクルとできるだけごみを出さない生活を心がけながら、ごみの減量化・省資源化・再資源化をいっそう進め、地域の資源循環システムを築いていく必要があります。

今後は、住民一人ひとりがごみ問題や資源循環等への意識をいっそう高めるとともに、太陽光等の新たなクリーンエネルギー利用を積極的に進めるために住民と行政が環境・資源エネルギー循環への意識を共有し、ともに取り組んでいけるしくみが必要です。

■めざすまちの目標像

温室効果ガスの削減や地球の資源を大切にするため、資源が地域で循環するまちをめざし、緑豊かな和東町が地球環境に果たせる役割をみんなで考え、環境にやさしい暮らしを実践します。

■施策方針

1 省資源化・リサイクルの推進

- ・ごみ減量化に取り組むための啓発を進め、消費生活や経済活動等さまざまな局面で、住民や事業所が主体となったごみのいっそうの減量化を進めます。
- ・省資源化・リサイクルについて、住民や事業所の理解と実践を図り、多様な学習機会を設けます。その一環として新たな法律や条例等について、住民や事業所への周知を促します。
- ・区・自治会や団体が主体的に行うリサイクル活動等の促進を図ります。
- ・学校給食や家庭ごみなどの堆肥化によって有機栽培等を進め、給食、配食サービスへ食材を提供するシステムを検討します。

2 環境にやさしい商品提供と消費

- JA、商工会等と連携し、各事業所で過剰包装等の見直しや原料・容器のリサイクルを図り、省資源、リサイクル型商品の提供を進めます。
- 経済団体の取組や住民の自主活動を通じて、消費者の環境に対する意識を高め、環境や健康に配慮した商品や簡易包装を志向する消費を促します。

3 最終処分場の確保

- 不燃性のごみなどの最終処分場確保に取り組みます。

4 不法投棄防止

- 林道等への不法投棄について、今後もパトロールを実施するとともに、取締り体制を強化します。
- 河川や幹線道路のポイ捨てごみ対策としては、沿道看板で呼びかけます。また、住民による身近な地域や和束川の環境美化運動を積極的に進めるとともに、これらの取組に対し支援を行います。

5 新エネルギーの導入

- 太陽光等クリーンエネルギーなどの導入を検討します。
- 公用車の低公害車の導入を進めます。

6 環境にやさしい生活の実践

- 住民と行政がともに環境に対する負荷の少ないまちづくりに取り組むための指針として、「環境基本計画」を策定します。
- 計画に基づいた環境にやさしい生活の在り方を、学校教育等の場を通じて共有するとともに、NPO、消費者グループやボランティアグループの育成を図り、一人ひとりが環境の保全・美化及び資源循環について考え、実践し、協力するまちをめざします。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 省資源化・リサイクルの推進	省資源化・リサイクルの啓発	●	●		
	古紙回収活動等への支援	●	●		
	学校給食や家庭ごみ等の堆肥化と活用	●	●		
2 環境にやさしい商品提供と消費	省資源、リサイクル型商品の提供	●		●	
	環境に配慮した消費活動の促進	●	●	●	
3 最終処分場の確保	不燃性ごみなどの最終処分場確保の検討	●			
4 不法投棄防止	不法投棄パトロールの実施と取締り	●			
	環境美化運動の推進	●	●		
5 新エネルギーの導入	クリーンエネルギー導入の検討	●			
	低公害車の導入	●			
6 環境にやさしい生活の実践	「環境基本計画」策定	●			
	省資源化・リサイクルの啓発	●	●		

第4章 数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値 (前期実績値)	目標値	内容
		H27年度		H32年度	
防災行政無線整備	%	100	95.5	100	基準値＝H27年度 町内全域に防災行政無線の整備を行う。
公共下水道への接続率	%	70	71	90	基準値＝H27年度 広報活動を定期的に行い、住民に周知を図る。
森林ボランティアの育成	人	30	7	60	基準値＝H27年度
ごみの年間排出量の減量	kg	125	125	124	基準値＝H26年度 可燃ごみ住民一人当年間排出量
低公害車の導入	台	15	13	20	基準値＝H27年度 環境型公用車への代替をめざす。

第5章 和束のブランドを高める協働プログラム

第1節 農林業

■現状と課題

<茶産業>

和束町は「茶どころ」として、また府内一位の宇治茶の産地として宇治茶のブランドを支えています。また、本町の茶畑景観は、「宇治茶の郷 和束の茶畑」として「京都府景観資産地区」に登録（第1号）され、また「和束町の宇治茶の茶畑景観」として「京都府選定文化的景観」に選定されるなど「茶源郷和束」のイメージは高まっており、茶畑の景観や、茶摘の光景、全国でも有数の高い品質を誇る味と香りは、ここにしかない和束町の誇りでもあります。

平成25年度における茶園面積は573.2ha、荒茶生産量は1,262t、荒茶生産額は26億4,866万円で、府下に占める割合は茶園面積37.5%、荒茶生産量43.4%、荒茶生産額37.5%と府下一位となっています。

しかし、生産された茶のほとんどは「和束茶」ではなく、「宇治茶」として市場に流通しています。このことから、これまで、生産者、商工会、行政等が、缶入緑茶の生産・販売、茶の有機栽培、海外への輸出、都市部のホテルとの共同企画による販売促進等に取り組むなど「和束茶」のブランド化を果たそうとする試みがなされてきました。

また、雇用促進協議会が茶産業を核とした人材育成や情報発信に取り組み、平成20年には、和束茶の情報発信拠点として「和束茶カフェ」がオープンしました。しかし、「和束茶」がブランドとして一般に広く流通する段階にはまだ至らず、今後は「和束茶」のブランド化を民間団体や生産者が主体となって積極的に進めるとともに「宇治茶の主産地 和束」としていっそうアピールする必要があります。

このような民間の取組をバックアップするためにも、商工業等他の地場産業について、茶産業と連携した展開を図るとともに、すべての産業が連携した交流産業を育てることが求められます。今後は「宇治茶」としての生産・流通を維持しながらも「茶源郷和束」を、観光地としてPRし、お茶をはじめとするまちの地域資源を活用しながら農・林・商・工の各産業と行政が、それぞれの役割を果たしながら取り組む必要があります。

<茶業以外の農業>

農家数の減少が続く中で、しいたけや花菜、トマト生産等が町内の一部で取り組まれています。生産規模は小さく、今後茶業とともに観光と連携した対応を促進する必要があります。

<林業>

わが国の林産業は木材需要の低迷等によって生産活動が停滞しています。また、地球温暖化の抑制とともに生物多様性環境の保護等から、今後は輸入材の活用もこれまでよりもむずかしくなると予想されます。このため、わが国の森林資源の重要性が増すものと思われます。

本町の林業においては、特に厳しい経営が続く中で保育もままならない状況ですが、森林整備は、公益機能向上の観点から、京都モデルフォレスト運動の積極的な受入れなど、公的な支援を図るとともに、自然にふれる機会を提供する森林レクリエーションなどの展開を進めることが求められます。

<有害鳥獣対策>

近年、鳥獣被害は甚大かつ深刻となっています。特に猿による被害が大きく、過疎化と高齢化等により里と猿との境界の役割を果たしていた集落周辺の里山に人の手が入らなくなったことにより、里山には木が密集し、針葉樹の植林により猿の餌となる草木や昆虫が育ちにくくなり、餌となる作物や昆虫が容易にとれる畑を荒らすようになっていきます。

このような状況にあって、これまで農作物に対する猿害を防ぐため、電気柵や防除ネット、捕獲により対応をしてきましたが、今後とも近隣市町村や住民をはじめとして関係団体と協力しながら鳥獣被害に強い農林業をめざす必要があります。

■めざすまちの目標像

良質で高級な茶を生産できる優良な生産基盤を維持し、「茶源郷和束」ブランド茶の普及を進めるとともに、安全・安心でおいしい農産物の生産及び、生産者や地域が小売店や消費者と直結した販売ルートの確立で高収益の農業をめざします。また、森林保全と木材の有効活用のために必要な人材を確保します。さらに、鳥獣被害対策に取り組みます。

■施策方針

1 生産基盤強化への支援

- ・茶産地としての生産規模を守るとともに、茶畑の保全をめざすため、農作業受委託による遊休農地の有効活用や、機械化に対応した生産基盤の整備への支援を行います。
- ・茶畑以外の田畑についても、農地保全の観点から、生産基盤整備や農作業受委託による有効活用を図るとともに取組への支援を行います。
- ・有機栽培の取組等付加価値向上のための取組を支援します。
- ・農産物加工施設の整備等による新たな雇用の場づくりを検討します。

2 農林業の担い手の育成と確保

- ・農林業従事者の高齢化と後継者不足に対応するために新たな農業の担い手の育成に向けた取組を進めます。

3 こだわりの多彩な農産物づくりの推進

- ・来訪者へ提供するため、安心でおいしい有機野菜の栽培等こだわりの「和束ブランド」の農産物づくりへの取組に対して支援を行います。

4 消費者と直結した多様な販売ルートづくり

- ・交流産業と連携し、和束茶や有機野菜等の町内での販売や町外への通信販売等の取組に対して支援を行います。また、食材として学校給食等への提供を検討します。

5 林業への支援

- ・森林組合への支援に努め、森林の保全・活用を進めます。
- ・森林公園（遊歩道）の整備に努めます。

6 鳥獣被害対策

- ・侵入対策として、電気柵や防除ネットなど資材の整備を進めます。
- ・個体数を減らす対策として、捕獲用具の整備及び捕獲班員の育成を図ります。
- ・周辺環境を改善する対策として緩衝帯の設置等を検討します。
- ・行政区ごとに代表者等に委託して地域ぐるみで追い払いを行い、特に農作物への被害が大きい猿を里山に帰す取組を進めます。

7 農業体験と援農の推進

- ・和束茶カフェ周辺にあるガラスハウスを活用して、収穫体験施設の整備・運営を支援します。
- ・新規就農者に対し給付金を支給します。
- ・農繁期における援農支援のための体制整備として、体験交流センター2階の空調等の整備を行います。
- ・茶を生業とする暮らしを感じ、体験してもらおう場として、和束の農を活かした農村民泊を推進します。

8 和束町茶業のリノベーションの実現

- ・和束茶の生産から流通までを一体的に行う企業の設立を支援します。
- ・京都倶楽部やジェットロ京都等のネットワークを活用した、和束茶の海外販路開拓を支援するとともに、担い手の育成に努めます。
- ・お茶の健康効果を活かすため、健康・ライフサイエンス業界と連携した展開を検討します。
- ・地場製品（茶）を活用した、多様なニーズに応える商品の研究開発を行います。

9 茶業と農林業の複合的ビジネスモデルの開発

- ・森林整備を進めるとともに、山林の樹木を椎茸原木として利活用し、地域住民に林産物の啓発を促します。
- ・お茶に加えて第2の農業の展開と和束町の特産品を開発することにより、雇用の拡大を目指します。
- ・今後市場の拡大が見込まれる「木育」に着目し、地域団体と連携して教育玩具の研究開発に取り組むとともに、担い手の育成に努めます。

- ・自伐による森林整備のフィールドを活用した教育商材のプログラムに対応できるフィールドづくりを地域団体や専門性を有するNPO 法人と連携して行います。
- ・「和束グリーンファーム」での「ハーブ観光農園」を活用した体験コンテンツの商材の研究と検証及びハーブを使用した商品開発と調査を行います。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 生産基盤強化への支援	遊休農地の有効活用や生産基盤の整備	●	●		
	生産基盤整備や農作業受委託の推進	●	●	●	
	有機栽培の推進	●	●	●	
	農産物加工施設の整備	●	●	●	
2 農林業の担い手の育成と確保	農林業の担い手の育成	●	●	●	
3 こだわりの多彩な農産物づくりの推進	こだわりの農産物づくりへの支援	●	●	●	
4 消費者と直結した多様な販売ルートづくり	和束茶等の販売（町内・町外）支援 学校給食・高齢者介護施設等への提供の検討	●	●	●	
5 林業への支援	森林組合への支援	●			
	森林公園や遊歩道の整備	●	●	●	
6 鳥獣被害対策	侵入防止柵等資材の整備	●	●		
	捕獲班員の育成	●	●	●	
	緩衝帯の設置検討	●	●	●	
	野生動物里山事業	●	●		
7 農業体験と援農の推進	茶源郷交流エリア農業体験事業	●		●	
	新規就農者給付金事業	●			
	援農者支援と移住・定住促進事業	●			
	農村民泊の促進	●	●		
8 和束町茶業のリノベーションの実現	和束茶のブランディング企業の設立支援	●			
	京都倶楽部やジェットロなどを活用した海外販路開拓への支援	●		●	
	健康・ライフサイエンス関連業界等との連携	●		●	
	地場製品を活かした商品開発	●		●	

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
9 茶業と農林業の複 合的ビジネスモデルの 開発	森林資源利用促進事業	●		●	
	地域特産品開発と雇用拡大事業	●		●	
	木育用商材の研究開発	●		●	
	森林整備と連携した教育産業へのアプ ローチ	●		●	
	ハーブを活用した商材の研究と商品開 発	●		●	

第2節 商工業

■現状と課題

町内には商店が点在していますが商店街はなく、住民の消費購買の多くは町外の大型スーパーなどに流出しています。また、商店の数が減少しています。

工業については、事業所数 44（平成 20 年度）から 12（平成 25 年度）と大幅に減少し、従業員数は 273 人（平成 20 年度）から 139 人（平成 25 年度）、率にして 49.1%と大幅に減少しています。また、製造品出荷額は 21 億 18 百万円（平成 20 年度）から 13 億 9 百万円（平成 25 年度）と率にして 38.2%減少しています。

本町の商工業の活性化を図るためには、高齢社会にふさわしい商業サービスの提供や観光客のニーズに合わせた観光交流サービス業の振興が必要であり、特に、茶どころならではの商品の品揃えなど特徴を出していくためには、農林業と連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、「宇治茶」としての大量出荷・流通を維持しながらも、「茶源郷和束」ブランドをいっそう意識しながら、独自の商品の開発のために農業・林業・商業・工業の各産業と行政が連携し協働による活性化に取り組む必要があります。

一方、雇用の場の創出の観点からも茶どころとしての立地を活かした新たな企業誘致を進める必要があります。

■めざすまちの目標像

車を運転しない高齢者にも配慮した地域商業を確保します。また、雇用確保のため企業誘致を進めます。

■施策方針

1 和束町商工会への支援

- ・地域商工業の育成を図るため、商工会活動に対する支援の充実に努めます。

2 人と環境にやさしい商業展開への支援

- ・高齢社会に対応した商業サービスや環境にやさしい商品の取扱い及びリサイクルなどの取組に対する支援の充実に努めます。

■ 施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 和東町商工会への支援	商工会活動への支援	●		●	
2 人と環境にやさしい商業展開への支援	人と環境にやさしい商業展開への支援	●		●	

第3節 交流産業

■現状と課題

これまで、「茶源郷のおもてなしネットワーク」の整備をめざして観光客に「和束茶」に親しんでもらえるよう、和束茶の情報発信拠点の「和束茶カフェ」を開設（平成 20 年度）し「和束茶」ブランドの周知と「茶どころ和束」のPR及び「和束茶」の販売促進を進めてきました。

また、「京都府景観資産登録第 1 号」及び「和束町の宇治茶の茶畑景観」に指定された茶畑景観や、「日本で最も美しい村」連合加盟の際に高い評価を受けた「茶源郷としての茶畑と瓦屋根の集落景観」などを「茶源郷和束」の新たな観光資源として情報発信を進めるとともに、イベントへの積極的な参加・参画をはじめとして様々な機会を通じて「茶源郷和束」のPRの充実を図っています。

一方で、本町の豊かな自然に囲まれた湯船森林公園をグリーンツーリズムやマウンテンバイクの拠点として体験観光の場づくりや身近に自然に親しめる機会づくりを進めてきました。

しかし、これまでのところ観光入込客は、年間 75,571 人（平成 26 年度）で観光消費額は 102,812 千円（平成 26 年度）と一人当たりで換算すると 1,360 円にとどまっています。

こうした中、平成 27 年 4 月に本町を含む京都府南部地域の茶畑景観等が「日本茶 800 年の歴史散歩」として文化庁の日本遺産に認定されたことを契機に、今後は、国が進める観光立国政策との連携を視野に入れながら、「茶源郷和束」への観光誘致活動をいっそう進めるために「茶どころ和束」の積極的なPRを図り、お茶をはじめ自然や歴史文化等の本町の地域資源を活用するために、農業・林業・商業・観光業・工業の各産業がそれぞれの役割を果たしながら交流産業の振興に取り組む必要があります。

また、京都府と連携し、「日本茶のふるさと『宇治茶生産の景観』」の世界文化遺産登録を目指し、「お茶の京都」のテーマのもと、優れた茶畑等の景観創出等の取組を進めます。

さらに、近隣市町村との連携による広域観光の推進を進める必要があります。

■めざすまちの目標像

「茶源郷和束」の知名度を高め、地域資源の活用と2次・3次産業との融合等による農業・農村の「第6次産業化」を推進するとともに、年間 25 万人が訪れる交流産業を形成します。

■施策方針

1 茶源郷のおもてなしネットワーク整備

- ・和束茶カフェを拠点に町内の茶製品販売施設や農家等を、来訪者をもてなす拠点「和束縁側カフェ」（仮称）と位置づけ、和束茶をふるまう喫茶機能を配します。また、茶源郷を巡るルートは「茶源郷トレイル」と位置づけ、案内看板やパンフレットなどによってPRを進めます。

- ・推進体制として、商工会や意欲ある事業所が先導し、生産者、産品開発グループなどの幅広い住民参加を得ながらネットワークを築き、まちは支援を行います。
- ・茶源郷のおもてなしの中核施設として運営されている和束茶カフェについて飲食・喫茶、茶文化学習、地元産品販売等の機能拡充を図ります。
- ・茶畑の景色を展望できる休憩所を設置します。
- ・観光に特化した安心・安全対策事業を住民とともに実施します。また、観光客のおもてなし事業として、トイレや休憩場所を提供する施設整備に対する助成を行います。
- ・観光産業を実現する企業等に対し支援します。
- ・通過型観光から滞在型観光にシフトさせ、滞在による交流人口の拡大と地域外貨獲得による地域経済の活性化、また雇用の創出に繋げるため、山の家施設を改修するとともに、農村民泊の推進を図ります。

2 観光情報の発信及び案内機能の設置

- ・茶業を中心としたまちの文化、歴史、豊かな自然環境を国内外問わず幅広く紹介していただくため任命している茶源郷・和束 PR 大使は現在2グループと 36 名に上ります。今後も何らかの形でまちとのかかわりを持ってくれる多くの若者を中心に老若男女を問わず就任を呼びかけ、充実を図ります。
- ・都市部での和束茶フェアの開催等により、茶業の振興と商工業の活性化を図ります。
- ・町内での観光案内については、和束茶カフェ及び各「和束縁側カフェ」（仮称）をインフォメーションセンターとし、沿道看板での案内機能を強化します。
- ・京阪神都市部での和束茶の PR を、大学や企業と連携して進めます。
- ・観光ボランティアの養成を進めます。
- ・和束交番横の町有地を活用して観光案内所を設置します。
- ・インバウンド観光を推進するため、多国語によるサイン、媒体等情報提供を充実します。

3 産品開発拠点の整備

- ・地域の住民が主役となった茶源郷和束の産品開発グループの育成し、その活動拠点となる施設の整備を進めます。

4 湯船森林公園の活性化

- ・湯船森林公園をグリーンツーリズムやマウンテンバイク（MTB）の拠点と位置づけ、釣りや、MTBなどの体験型観光を推進するとともに、桜の名所として親しまれるよう整備を進めます。

5 東海自然歩道の整備・充実

- ・自然豊かな鷲峰山をもっと多くの人々に訪れてもらうよう条件整備を進め、ハイキングコースとしての整備、充実を図ります。

6 歴史文化体験のための環境整備

- ・より多くの人々が町内の歴史文化資源に親しむことができるよう、文化財の周辺環境整備やPRに努めます。また、恭仁京東北道（恭仁京～紫香樂宮）の復元に取り組みます。

7 広域連携による観光振興

- ・近隣市町村やガイドボランティア団体等との広域的な観光ネットワーク整備に取り組みます。
- ・京都府で推進する「お茶の京都」構想と連動した観光振興に取り組みます。

8 雇用の創出

- ・観光に従事する人材の育成に取り組みます。

9 交流促進の新たな展開

- ・まちへのリピーター増加、さらには転入・定住を促進するため、会費により宿泊優待券等の特典をつける和東ファンを会員組織化します。
- ・修学旅行等の受入れやインバウンド観光、視察研修、一般観光客の受入れを行います。
- ・「茶源郷まつり」やマウンテンバイク等などのイベントを実施し、交流人口の拡大と地域活性化を図ります。
- ・景観を活かした交流人口の拡大のため、茶畑散策道の整備等を進めます。
- ・スポーツ観光によるまちづくりを進めるうえで必要となる施設整備の洗い出しを行い、自転車振興計画を実施に移します。
- ・平成 33 年のワールドマスターズに備え、近隣の町村と連携した広域のアウトドアスポーツイベントを開催します。
- ・都市住民の和東町での週末居住を促進するため、体験パンフレットなどによりPRします。
- ・民泊の推進等により、修学旅行等の教育型観光の受入れ体制を整備します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 茶源郷のおもてなしネットワーク整備	「和東縁側カフェ」（仮称）と「茶源郷街道」（仮称）の設置・整備推進（縁側プロジェクト事業）	●	●	●	
	和東茶カフェの機能充実と展望機能のある休憩所の設置	●	●	●	
	地域住民による地域観光資源充実支援事業	●	●		
	茶源郷和東おもてなし人材育成・観光産業創生事業	●		●	
	滞在型観光者の宿泊施設改修事業	●			
2 観光情報の発信及び案内機能の設置	茶源郷和東のPRの推進（地域ブランド育成事業）	●		●	
	「茶源郷倶楽部」（仮称）の展開	●		●	
	案内機能の充実	●		●	
	京阪神都市部での和東茶のPR	●		●	
	観光ボランティアの養成	●	●	●	
	観光案内所設置事業	●			
	インバウンド観光の推進	●		●	
3 産品開発拠点の整備	産品開発拠点の整備	●		●	
4 湯船森林公園の活性化	湯船森林公園での農業体験や林業体験の推進	●	●	●	
	桜の名所づくり	●	●		
5 東海自然歩道の整備・充実	鷲峰山の散策路等整備	●			
6 歴史文化体験のための環境整備	文化財の周辺環境整備やPR	●		●	
	恭仁京東北道の復元	●		●	
7 広域連携による観光振興	広域的な観光ネットワーク整備（「お茶の京都」構想との連携）	●		●	
8 雇用の創出	観光に従事する人材の育成	●	●		

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
9 交流促進の新たな展開	和東ファンの会員組織づくり	●			
	交流ふれあい観光事業	●		●	
	茶源郷和東交流事業	●	●	●	
	緑泉コースなど茶畑散策道の整備 とウォーキングイベントの開催	●		●	
	自転車振興事業計画の策定	●			
	近隣市町村等地域連携によるスポーツイベントの開催	●	●	●	
	都市住民の週末居住の促進	●			
	教育型観光の推進	●		●	

第4節 新たな産業の創出

■現状と課題

これからの産業振興については、福祉・介護・健康サービスや環境・新エネルギー・観光等に成長分野としての期待が高まっています。また、安心・安全の観点から耐震化住宅やバリアフリー社会に対応したサービス需要も見込まれます。

和束町の産業振興を進めるためには、このような社会経済の流れと新たな産業需要動向を十分に踏まえ、地域特性を十分に活かしながら住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で経験と技術、発想力を駆使して「茶源郷和束」の新たな産業を興していく必要があります。

■めざすまちの目標像

地域特性を十分に活かしながら住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で経験と技術、発想力を駆使して「茶源郷和束」の新たな産業を興します。

■施策方針

1 和束の地域特性を活かした新産業プロジェクトの創設

- ・「茶源郷和束ブランド」の地場製品の開発を促進するために、商工会等の事業者団体を中心に、地元企業・事業所及び住民によるものづくり団体の連携体制を構築します。

2 各産業の活性化を図る交流・連携の促進

- ・農業、工業の各産業が連携することによって、人材交流、技術交流、情報交流の促進を図ります。

3 新たな雇用の場の創出

- ・基幹産業である茶業の多様化と和束らしい新産業を創出するとともに、それらを担える人材の育成を支援します。
- ・地域 NPO 法人と連携してシルバー人材の育成を支援し、雇用を生み出します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 和東の地域特性を活かした新産業プロジェクトの創設	「茶源郷ブランド」のものづくり団体の連携体制構築	●	●	●	
2 各産業の活性化を図る交流・連携の促進	産業の活性化のための関係機関の連携強化	●	●	●	
3 新たな雇用の場の創出	シルバー人材の育成・支援	●		●	

第5章 数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値 (前期実績値)	目標値	内容
		H27年度		H32年度	
和束ブランドの開発件数	件	10	12	25	基準値＝H27年度
観光入込客数	人	100,000	75,000	250,000	基準値＝H26年度
観光ボランティア数	人	20	15	30	基準値＝H27年度
農業体験者数	人	-	200	400	基準値＝H26年度
和束茶カフェ倶楽部会員数	人	5,000	10,000	10,000	基準値＝H26年度 和束茶カフェのリピーター数
和束ファンの会員数	人	-	-	208	基準値＝H26年度 体験提供型ふるさと納税の充実

第6章 住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム

第1節 住民参画のまちづくり

■現状と課題

地方創生の機運の高まりの中、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定するという自己決定・自己責任の姿勢がこれまで以上に求められます。

また、行政が中心ではなく、地域づくり、まちづくりの主役は住民という視点にたって、「全員参加のまちづくり」の手法に切り替えていく必要があります。今後は一人ひとりの住民や各種団体、事業所に参画を促し、お互いにまちを担うパートナーという認識を持てるよう、ともに考えともに取り組む協働の仕組みが重要です。

そのため、まちづくりを住民と行政のパートナーシップをもとに進め、より効果的、効率的に実現できるよう進行管理していかなければなりません。

そして、このような住民主体のまちづくりをしっかりと応援する行財政運営をめざして、住民ニーズを的確に把握し、そのためのサービスをより効果的、効率的に提供できるよう、政策形成能力を高めながら、財政の重点的配分とスクラップ&ビルド、事務事業の効率化、相楽東部広域連合、相楽郡広域事務組合等による広域行政の推進等、積極的な行財政改革を進める必要があります。

■めざすまちの目標像

計画立案から実施に至るまで、住民や事業所が主体的にまちづくりに参画します。
また、地域住民の主体的な活動によってまちの活力を高めます。

■施策方針

1 パートナーシップによるまちづくりの推進

- ・計画立案等、各種協議の場に若者や勤め人等より多くの住民が参画できるよう、呼びかけや開催形態等の工夫を行います。
- ・住民と行政がともにまちづくりを評価できるよう、住民満足度や成果重視の視点から施策事業の実施に努めます。

2 主体的な住民活動の推進

- ・まちづくりに貢献する NPO や地域住民が主体となって地域やテーマごとに自主的な活動を進められるよう、積極的に支援します。

3 住民と行政が一体となった交流定住推進体制づくり

- 住民と行政が一体となり交流定住を推進するため、地域資源の掘り起こしと多彩な体験の場づくりに取り組む拠点として未来づくりセンターを和東ふれあい工房に置き、その運営が円滑に行われるよう支援します。
- 行政組織として和東町交流定住推進体制を強化します。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 パートナーシップによるまちづくりの推進	地域活動、団体活動への支援	●	●	●	
2 主体的な住民活動の推進					
3 住民と行政が一体となった交流定住促進体制づくり	和東町交流定住サポート事業	●	●	●	
	和東町交流定住推進体制の強化	●			

第2節 情報公開

■現状と課題

住民が主役のまちづくりを進めるには、事業の推進にあたってこれまで以上に広報や啓発の機会を持つとともに、和束町情報公開条例及び関係行政機関の公開条例に基づいた住民への情報公開に努める必要があります。また、まちづくりや地域づくりのリーダーを育成し、研修や実践を通して、住民主体のまちづくり活動を支援・育成していく必要があります。

■めざすまちの目標像

住民誰もがまちづくりのことを知ることができ、自由に意見を出せる多様な機会があるまちをめざします。

■施策方針

1 広報の推進

- ・多様な広報手段及び協議会等の住民参加の機会において、住民や各種団体、事業所がまちづくりに参画する意識の向上を図ります。

2 広聴の推進

- ・地区懇談会や住民アンケート調査及びパブリックコメントなどを通じて住民の意見がまちづくりに反映できる機会の充実に努めます。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 広報の推進	広報による啓発	●	●		
2 広聴の推進	多様な広聴実施	●	●		

第3節 行財政・地域経営

■現状と課題

地方分権がますます重要視される中、和束町も、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定するという自己決定・自己責任の姿勢がこれまで以上に求められます。

また、地域づくり、まちづくりの主役は「住民」という視点にたって、住民や各種団体、事業所に参画を促し、お互いにまちを担うパートナーとしてともにまちづくりに取り組む協働の仕組みが求められます。

このため、種々の事業の推進にあたっては、積極的な情報公開を行い、住民と行政がともに情報の共有を図ることが求められます。

また、まちづくりや地域づくりのリーダー育成のために、さまざまな研修やまちづくりの実践を通して、住民主体のまちづくり活動を支援・育成していく必要があります。

このような住民主体のまちづくりを支援するために、効率的な行財政運営を進め、的確な行政サービスの提供に努める必要があります。

■めざすまちの目標像

健全な財政のもとに費用対効果の高い効率的な行政運営を進めます。

■施策方針

1 費用対効果を追求する行財政マネジメントの推進

- ・行財政改革を引き続き進めるために、実施事業の成果を的確に評価するまちづくり評価システムの導入を検討します。
- ・評価システムの導入によって、事業実施にあたっては費用対効果の高い行財政運営を進めます。
- ・実施事業の行政評価を検証するために住民の暮らしや満足度という成果に基づいた行政サービスの推進に努めます。

2 職員の能力の向上と活用

- ・職員のより一層の政策形成能力の向上を図り、行政サービスの高度化に対応できるよう、研修や学習の機会の充実に努めます。

3 民間活力の導入

- ・指定管理者制度による施設運営等の民間委託の推進、補助金の適正化等効率的な行財政運営を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 費用対効果を追求する行財政マネジメントの推進	まちづくり評価システムの検討	●			
	費用対効果の高い行財政運営	●			
2 職員の能力の向上と活用	職員の研修や学習の機会の充実	●			
3 民間活力の導入	指定管理者制度の導入等	●			
	補助金の適正化	●			

第4節 広域行政

■現状と課題

平成 20 年度に和束町、笠置町及び南山城村でつくる相楽東部広域連合が発足し、平成 21 年度には全国でもはじめての取組として、相楽東部広域連合教育委員会が発足しました。現在、相楽東部広域連合では、教育委員会のほか、広報誌の発行、ごみ処理、障がい者自立支援、要保護児童対策地域協議会、福祉有償運送運営協議会、公平委員会に関する施策を管轄しています。

また、和束町は、相楽郡広域事務組合（和束町、木津川市、笠置町、精華町、南山城村）に所属し、文化、人材育成、スポーツ、観光、し尿処理等を共同で行っており、事業のスケールメリットを図る上で、今後も広域行政を積極的に進める必要があります。

■めざすまちの目標像

相楽東部広域連合等により、スケールメリットを最大限に引き出せる広域行政を進めます。

■施策方針

1 広域行政の推進

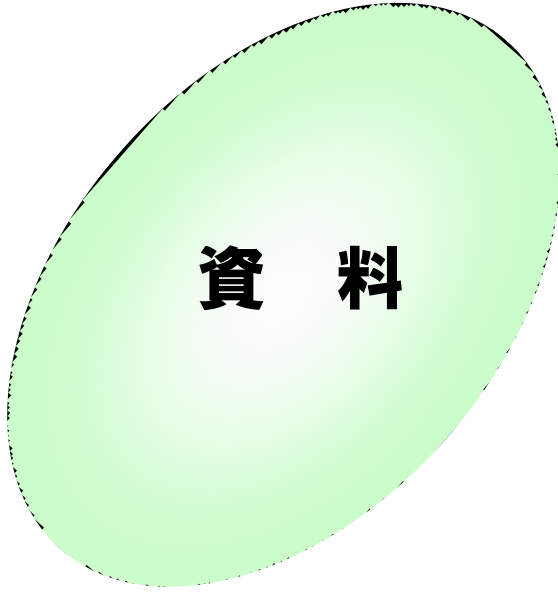
- ・ 広域で対応した方がより効率的、効果的な行政分野について住民や構成町村と協議しつつ、相楽東部広域連合等による広域行政に積極的に取り組み、合併によらないまちづくりを更に推進します。
- ・ 相楽郡広域事務組合による広域の地域振興を図ります。

■施策一覧

施策の方針	施策	協働指針			備考
		行政	住民	その他	
1 広域行政の推進	相楽東部広域連合による広域行政の推進	●		●	
	相楽郡広域事務組合による広域行政の推進	●		●	

第6章・数値目標

指標名	単位	前期目標値	基準値 (前期実績値)	目標値	内容
		H27年度		H32年度	
和束町ホームページアクセス数	件	200,000	136,000	350,000	基準値＝H26年度
公債費負担適正化計画	%	18	14.4	18	基準値＝H26年度 事業の見直しと公債費の抑制



1 和東町総合計画審議会設置条例

平成元年3月24日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、和東町住民の福祉を増進し、活力ある豊かな町を目指して、自然的、歴史的及び社会的諸条件とその特性を活かした総合的な町づくり計画をすすめるための附属機関として、和東町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本町に和東町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、和東町総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議をおこない、町長に答申する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係機関及び団体の代表者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長、それぞれ1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、和東町総合計画策定終了の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 会長が、必要と認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席要請することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、和束町総合計画を担当する課(室)でおこなう。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 和束町第4次総合計画後期基本計画審議会委員

敬称略

区 分	氏 名	役 職 名	備考
知識経験を有する者	山下 俊介	神戸女子大学 教授	
関係機関及び団体の 代表者	但馬 正一	和束町農業委員会 会長	
	大西 重孝	和束町民生児童委員協議会 会長	
	中井 薫	相楽東部広域連合教育委員会 委員長職務代理者	
	中屋 良一	相楽東部広域連合社会教育委員会議 副議長	
	井上 勝司	和束町商工会 会長	
	吉田 輝雄	(福)和束町社会福祉協議会 会長	
	桧谷 正樹	和束町消防団 団長	
	中西 拓二	京都やましろ農業協同組合和束町支店 支店長代理	
	久保 雅昭	和束町森林組合 代表理事組合長	副会長
	大西 四郎	和束町老人クラブ連合会 会長	
	田中 徹	和束町集落営農推進連絡協議会 会長	
	岡田 勇	和束町身体障害者協議会 会長	会 長
	大西 清弘	和束町体育協会 副会長	
	村城 信隆	和束町青少年育成委員会 会長	
公募により選出され た者	谷本 昌隆		

3 和束町第4次総合計画後期基本計画諮問書・答申書

○諮問書

7 総務第 235 号
平成27年5月26日

和束町総合計画審議会
会長 岡田 勇 様

和束町長 堀 忠 雄

和束町第4次総合計画・後期基本計画の策定について（諮問）

和束町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき、和束町第4次総合計画・後期基本計画の策定について、貴審議会に諮問します。

平成28年2月18日

和束町長 堀 忠 雄 様

和束町総合計画審議会
会 長 岡 田 勇

和束町第4次総合計画・後期基本計画の策定について（答申）

平成27年5月26日付け7総務第235号をもって諮問のあった和束町第4次総合計画・後期基本計画の策定について、和束町総合計画審議会設置条例第3条の規定に基づき慎重な審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、計画を推進するうえで、下記の点に十分に配慮されることを要望します。

記

- 1 前期基本計画の検証において住民から出された意見を真摯に受け止め、後期基本計画においては、将来像「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束」の更なる実現に向け、基本構想に掲げた6つの施策の基本方針を横断し、行政と住民の協働によって各施策の確実な具現化と着実な実施に取り組むよう努められたい。
- 2 まちづくりは人づくりである。定住施策を推進し若者の流出による人口減少に歯止めをかけ、ふるさとに誇りを持ち、力をあわせながら様々な課題を克服し、和束町を将来にわたって担うことができる人材の育成にこれまでも増して一層努められたい。
- 3 計画の実施においては、京都府景観資産に続き日本遺産にも登録された和束町固有の茶畑景観や茶文化をはじめとする歴史・文化を十分に活用し、農山村の地域特性を活かした魅力のあるまちづくりに努めるとともに、次代に確実に継承するため、茶業を含む和束町の後継者の育成に注力されたい。
- 4 地方創生総合戦略の新たな施策に重点的に取り組み、住民の安全・安心で豊かな暮らしづくりに努めるとともに、交流人口の増大と受け入れ態勢の整備を推進し、活気ある町づくりに町一丸となって努められたい。

4 策定経緯

平成 26 年度

2月2日～24日 一般住民アンケート（1,500名）実施。380名回収

2月24日 中学生アンケート（78名）実施。58名回収。

3月6日～31日 庁内ヒアリング調査の実施
・和東町第4次総合計画前期基本計画達成状況について
ヒアリングシートで調査

平成 27 年度

5月26日 町長ヒアリング実施

和東町総合計画審議会第1回会議
・住民アンケートの結果について
・庁内ヒアリング調査の結果について

4月～5月 各種団体ヒアリング調査
・町内18団体を対象にヒアリングシートによるアンケート調査

8月21日 和東町総合計画審議会第2回会議
・住民アンケート年代別送付数・回答数・回答率について
・各種団体ヒアリング調査の結果について
・第4次総合計画後期基本計画骨子案について

10月5日 第1回 和東町第4次総合計画後期基本計画庁内会議
・和東町第4次総合計画基本構想（将来人口等の設定）について
・和東町第4次総合計画後期基本計画（案）について

10月30日 和東町総合計画審議会第3回会議
・和東町人口ビジョン及び地方創生総合戦略について
・和東町第4次総合計画後期基本計画素案について

12月4日 第2回 和東町第4次総合計画後期基本計画庁内会議
・和東町第4次総合計画後期基本計画（案）について

12月21日～
1月12日 パブリックコメント実施
・ホームページ及び主な公共施設で公開。1名から意見あり

1月20日

和束町総合計画審議会第4回会議

- ・和束町第4次総合計画基本計画（案）にかかるパブリックコメントについて
- ・和束町第4次総合計画後期基本計画（案）について
- ・答申について

2月17日

和束町総合計画審議会第5回会議

- ・答申書案について

◇「和束町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン及び総合戦略」策定の経緯

平成27年度

第1回和束町まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会（5月）

第1回和束町まち・ひと・しごと創生推進会議（6月）

第1回和束町まち・ひと・しごと創生本部会議（7月）

第2回和束町まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会（7月）

第2回和束町まち・ひと・しごと創生本部会議（8月）

第2回和束町まち・ひと・しごと創生推進会議（8月）

第3回和束町まち・ひと・しごと創生本部会議（8月）

第3回和束町まち・ひと・しごと創生推進会議（9月）

和束町まち・ひと・しごと創生住民ワークショップ開催（10月）

第4回和束町まち・ひと・しごと創生推進会議（10月）

第4回和束町まち・ひと・しごと創生本部会議（10月）

5 用語説明集

50 音順

初出ページ	用語	説明
28	ALT	外国語指導助手。日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。
38	ICT 環境	コンピュータなど情報の提供・処理・表示やコミュニケーションに用いる機器全般が整えられた環境。
76	NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
88	インバウンド	外から中に入り込むという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。海外への旅行はアウトバウンド。
12	エントランス	入り口、玄関。
29	学校評議員制度	学校の職員以外の人員が学校運営に関して意見を述べ、学校の運営を評価する制度。
24	家庭推進保育士	在宅での保育を行うため各世帯を訪問し、保育をする人材。
82	緩衝帯	野生鳥獣の住みかになりうる集落周辺の手入れ不足の人工林を間伐したり、放置竹林を整備することで、人間の居住空間と野生鳥獣のテリトリーの棲み分けを行った場所。
72	京都府モデルフォレスト運動	地域ぐるみで森林を持続させることを目標とする京都府の保全協働運動。
43	居宅介護支援事業者	居宅において介護保険で受けられる指定居宅サービスなどの紹介、いろいろなサービスの調整、サービス費にかかる費用の計算や請求などを利用者の代わりに行う事業者。
75	クリーンエネルギー	自然現象から得られ、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境汚染物質を出さない、または排出が極めて少ないエネルギーのこと。
87	グリーンツーリズム	農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者に体験の場などを提供し、交流すること。
45	グループホーム	認知症の症状をもち、病気や障がいにより生活が困難な高齢者が、一般の住宅で、専任スタッフの援助を受けながら少人数による共同生活を送る社会的介護の形態。
24	子育て支援保育士	保育所を核として、地域の子育て相談、指導を促進し、地域における子育て支援機能の充実を図る人材。
47	コーディネート活動	ボランティア活動などいろいろな業務やサービスを調整して、一つにまとめ上げる活動。

初出ページ	用語	説明
99	指定管理者制度	地方公共団体が、住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、民間事業者など指定する者に、ホール、駐車場などの公共施設の管理代行を依頼する制度。
25	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
76	新エネルギー	従来から使用されている石油、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽、風力などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場から排出される廃棄物など、その地域に存在するエネルギーのこと。
72	水源かん養	水源を保ち育て、河川流量を調節する森林の機能。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立つ。
96	スクラップ&ビルド	行政機構において、膨張抑制のため、組織の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条件とすること。
101	スケールメリット	同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。規模のメリット。
4	第六次産業	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。
61	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の顕著な地方において、都市住民など地域外の人材を受け入れ、活動を通じた定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を目指す制度。
43	地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。
4	超高齢社会	人口に対して65歳以上の人が占める割合（高齢化率、高齢化社会：7%～、高齢社会：14%～）が21%を超えた社会。
61	テレワーク	インターネットなどの情報通信技術を利用した、時間や場所に捉われない働き方。
11	日本遺産	地域の歴史的な魅力や特色を通じて、日本の伝統・文化を語るストーリーを文化庁が認定するもの。平成27年度に初めて18件が認定された。
40	ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障がい者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。

初出ページ	用語	説明
98	パブリックコメント	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
44	バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。
67	避難行動要支援者	防災施策において特に配慮が必要な人（災害時要配慮者）のうち、災害が発生した際の避難等に特に支援を必要とする人。
25	ファミリー・サポート・センター	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けた人で行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う制度。
84	ブランディング企業	ブランディングとはあるブランドの顧客にとっての価値を高めるためのマーケティング戦略の一つ。それを行う企業。
25	プレママ・プレパパ	妊娠している女性・その夫又はもうすぐパパになる人。
99	まちづくり評価システム	まちづくりを進める中で、限られた資源の有効活用及び業務の効率化等にむけ、行政職員による事務事業などの内部評価や住民等による外部評価を行い、出された意見（やり方改善、統廃合・廃止など）を活用し、事務事業の見直しを図り「まちづくり」に活かすシステム。
32	マンパワー	人材。
82	木育	木材や森林との触れ合いから、知育・徳育・体育の3つの側面を効果的に育む取り組み。
31	ライフステージ	人間の一生をいくつかの過程に分けたものの各段階。幼年期、青年期、高齢期などもライフステージの分け方の例。
75	リデュース	廃棄物を減らすこと。
82	リノベーション	既存のシステムを一部利用するなどしつつ、内容・構造の刷新・改革を図り、新たなシステムを構築すること。
75	リユース	再使用すること。